第2次八王子市再犯防止推進計画

令和7~11年度 (2025~2029年度)



令和7年(2025年)4月 八王子市

○表紙の絵画作品について



【芝の上での約束】

この作品は、多摩少年院の在院者(当時)が描いたものです。

少年院では、矯正教育の一環として、書道や美術作品等の創作活動を通じて、情操を育むための働き掛けを積極的に行っています。

制作者は、「つながり」をテーマとする絵と聞いて、すぐに頭の中に手が思い浮かんだと言います。職員から「立ち直り」というテーマも盛り込んでみるように言われると、制作者は自身の立ち直りに必要な存在として、愛する弟が真っ先に浮かび、公園で弟と交わした指切りの約束の場面を描きました。

鮮やかな緑の芝生を背景に兄弟が指切りしている様子からは、「誰もひとりでは立ち直ることはできない。」「大切な人とのつながりが、人の立ち直りを後押しする。」そんなメッセージを感じさせる作品です。

※第2次八王子市再犯防止推進計画では、多摩少年院在院者の絵画作品を 掲載しています。(掲載箇所につきましては、目次をご覧ください。)

第2次八王子市再犯防止推進計画の策定にあたって

八王子市では、市政運営の基本姿勢として、「市民の生命と 財産を守ること」を第一に掲げ、「すべての人が輝き、やすら げる街」づくりを目指しており、地域の防犯ボランティアの皆 様や警察等との連携による「地域力を活かした安全で安心な まちづくり」を推進しています。

全国における刑法犯認知件数は、ピーク時の平成14年(2002年)から一貫して減少してきましたが、令和3年(2021年)からは3年連続で増加している状況です。近年は、SNSなど



を通じて緩やかに結びつく「匿名・流動型犯罪グループ」が、インターネット上で仕事 の内容を明らかにせず犯罪の実行者を募集する、いわゆる「闇バイト」による凶悪な犯 行により、国民の体感治安は悪化しています。

犯罪は、生命や財産を脅かすものであり、決して許されるものではありません。しかし、犯罪や非行をした者の中には、貧困や疾病、厳しい生育環境等、様々な生きづらさを抱え、立ち直りに多くの困難を抱える者が少なくありません。こうした生きづらさを抱える犯罪をした者等の課題に対し、その再犯を防止するためには、個々の特性に応じた支援を切れ目なく、継続的に実施していくことが重要です。

本市では、令和3年(2021年)4月に「八王子市再犯防止推進計画」を策定し、犯罪をした者が再び罪を繰り返すことのないよう、就労・住居の確保、保健医療・福祉的支援の促進等を適切に行うとともに、八王子市再犯防止推進会議を設置し、保護司会をはじめとする関係機関・団体の方々と情報交換を進め、「顔の見える」ネットワークを構築してきました。

このたび、新たに策定しました「第2次八王子市再犯防止推進計画」では、これまで培ってきた関係機関・団体とのネットワークを一層強化するとともに、市民の皆様に再犯防止の取組について理解・関心を深めていただけるよう、更に取組を進めてまいります。また、子どもたちが犯罪に巻き込まれないよう、詐欺や薬物乱用等の教育についても力を入れ、「再犯防止」と「犯罪の未然防止」を両輪で推進し、市民生活の更なる安全・安心を目指します。

結びに、本計画の策定に当たり多大な御協力をいただきました八王子市再犯防止推進 会議の皆様、貴重な御意見・御提案をいただきました市民の皆様、並びに全ての関係者 の皆様に心から感謝申し上げます。

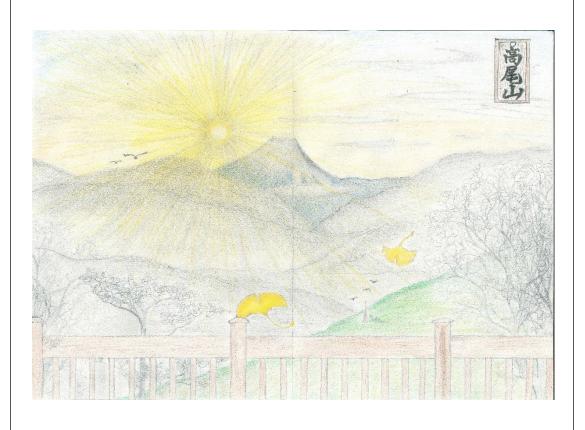
令和7年(2025年)3月

目次

第	1章		†画の概要	
	1	計画	画策定の趣旨等	3
	2	計画	画の位置付け	6
	3	計画	画の期間	7
	4	計画	画に基づく再犯防止施策の対象者	8
第	2章	Į.	羽犯防止を取り巻く状況	
	1	刑事	事司法手続の流れ(刑事事件、非行少年の処遇の流れ)	11
	2	犯罪	『等に関する統計データ	15
	3	第1	次計画の振り返り	25
第	3章	基	基本方針	
	1	第2	2次計画の策定に向けた方向性	27
	2	基本	下方針	27
	3	重点	課題	28
	4	成果		29
第	4章	抗抗	施策の展開	
	1	犯罪	『をした者等が再び罪を犯さないために	33
	2	犯罪	『の発生を未然に防止するために	58
	3	連携	통体制及び広報・啓発活動の推進	62
第	5章		十画の推進体制等	
	1	E八	E子市再犯防止推進会議について	69
参	考資	料		
j	資料	1	統計資料	71
į	資料	2	再犯の防止等の推進に関する法律	79
į	資料	13	国の第二次再犯防止推進計画(概要)	84
į	資料	4	都の第二次再犯防止推進計画(概要)	85
;	資料	ł5	八王子市再犯防止推進会議開催要綱	86
j	資料	6	検討経過	88
;	資料	ł 7	用語説明一覧	89

【コラム】

1	八王子地区保護司会の現状・・・・・・・・・・・・・30 (八王子地区保護司会 会長 前田 善一郎)
2	八王子市更生保護協力事業主会について・・・・・・・・・・・・37 (八王子市更生保護協力事業主会 会長 森屋 義政)
3	社会福祉と司法との連携について・・・・・・・・・・41 (更生保護施設 自愛会 理事長 柿澤 正夫)
4	犯罪の現場と立ち直りの現場のこと・・・・・・・・・・・42 (更生保護施設 紫翠苑 施設長 真田 安浩)
5	身近な相談窓口「八王子まるごとサポートセンター」・・・・・・・・46 (八王子市 福祉部福祉政策課)
6	にも包括(精神的障害者にも対応した地域包括ケアシステム)について・・・・・47 (八王子市 福祉部障害者福祉課・健康医療部保健対策課)
7	薬物問題においての一次・二次・三次予防 〜ダルクにできる事〜 ・・・50, 51 (特定非営利活動法人八王子ダルク 代表理事 加藤 隆)
8	"同じ目の高さで"困難を抱える少年たちに寄り添い、立ち直りを支える・・54 (八王子BBS会)
9	「生きづらさを生きていくこと」への一助になることを願って・・・・・57 (八王子地区更生保護女性会 会長 森﨑 陽子)
10	多摩少年院について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
11	八王子市の社会を明るくする運動について・・・・・・・・・・67 (社会を明るくする運動八王子市実施委員会)
【多曆	摩少年院在院者制作絵画 】
1	芝の上での約束・・・・・・・・・・・・・・・・表紙
2	どこまでも続く人とのつながり・・・・・・・・・・1
3	一人じゃないよ!・・・・・・・・・・・・・・9
4	明るい未来がその手をつなげる・・・・・・・・・・・・31



【どこまでも続く人とのつながり】

この作品は、多摩少年院の在院者(当時)が描いたものです。

「人と人との関わり」について、人間関係の難しさや息苦しさを感じ、周りが見えなくなるくらいつらい思いをした制作者が、ふとしたことから、「自分よりももっと苦しんでいる人がいる」、「自分は幸せなんだ」と思い至った瞬間、視野が広がり、見える景色が変わったといいます。その瞬間を、八王子市民の誇りである高尾山で表現したものです。

第1章 計画の概要

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨等

(1) 計画策定の趣旨

本市では、「防犯は ひとりの目より 地域の目」をスローガンに、町会・自治会や 商店会等、地域の皆様や警察と一体となって犯罪のないまちの実現に向けて取り組ん できました。その結果、市内の刑法犯認知件数は、令和5年(2023年)には、3,197件 とピーク時(平成12年)の3割程度まで減少しましたが、検挙者数に占める再犯者数 の比率(以下「再犯者率」という。)は約5割と高い状態が続いています。

犯罪をした者等の中には、住居や安定した仕事がない、薬物依存がある等、立ち直りに多くの困難を抱えている者が少なくありません。こうした生きづらさの課題に対応し、再犯を防止することで、市民が犯罪による被害を受けることを防止し、誰もが安全で安心して生活できる社会の実現に繋がります。

平成28年(2016年)12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」(以下「再犯防止推進法」という。)が施行され、再犯の防止等に関する施策を実施する責務が国だけでなく、地方公共団体にもあり、地域の実情に応じた施策を策定し実施することが明記されました。また、都道府県及び市区町村に対して、国の再犯防止推進計画を勘案し、地方再犯防止推進計画を策定する努力義務が課されました。

これを受け、東京都においても令和元年(2019 年)に「東京都再犯防止推進計画」を策定しました。本市でも令和3年(2021年)に八王子市再犯防止推進計画(以下「市第1次計画」という。)を策定し、就労・住居の確保、保健医療・福祉的支援の促進、国等の関係機関・団体との連携強化等、再犯防止に向けた様々な取組を実施してきました。

再犯防止の取組は、一朝一夕に成果が出るものではなく、継続した取組が必要であるため、本市では、第2次八王子市再犯防止推進計画(以下「本計画」という。)を策定し、引き続き、誰もが安全に安心して暮らせる地域社会の実現を目指してまいります。

(2) 国の動き

平成29年(2017年)12月、国は新たな被害者を生まない安全・安心な社会を実現するため、再犯の防止等に向けた取組が重要であるとの認識の下、第一次再犯防止推進計画(以下「国第一次計画」という。)を策定し、様々な取組を行ってきました。令和5年(2023年)3月には、国第一次計画下の施策の取組状況や課題を踏まえ、再犯防止の取組の更なる深化・推進を目的とした第二次再犯防止推進計画(以下「国第二次計画」という。)が閣議決定されました。

国 第二次計画は、再犯防止推進法第3条の基本理念を踏襲するとともに、国 第一次計画の重点課題を踏まえつつ、本計画の重点課題を7つの項目に整理しました。

【国 第二次計画での7つの重点課題】

- ① 就労・住居の確保等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③ 学校等と連携した修学支援の実施等
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- ⑤ 民間協力者の活動の促進等
- ⑥ 地域による包摂の推進
- ⑦ 再犯防止に向けた基盤の整備等

国

第二次再犯防止推進計画 についてはこちら



(3) 東京都の動き

都は、令和元年(2019年)に策定した「東京都再犯防止推進計画」(以下「都 第一次計画」という。)に基づいて、犯罪をした者等であって、都に居住する又は居住する見込みのある者等が、地域社会の一員として円滑に社会復帰することができるよう、国、市区町村、民間支援機関・団体等とも連携し、必要な取組を推進してきました。都 第一次計画に基づく取組の検証を踏まえた上で、都内の再犯防止に係る取組の更なる充実・深化を図り、都民が安全で安心して暮らる社会づくりを行うため、「第二次東京都再犯防止推進計画」(以下「都 第二次計画」という。)を策定しました。なお、都 第一次計画下における取組の状況や成果を検証し、都 第二次計画の策定に向け、6つの重点課題ごとに具体的な取組を記載しています。

【都 第二次計画での6つの重点課題】

- ① 就労・住居の確保等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③ 非行の防止・学校と連携した修学支援等
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導・支援等
- ⑤ 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等
- ⑥ 再犯防止のための連携体制の強化等

第二次東京都

再犯防止推進計画

についてはこちら



(4) SDGs との関係性

持続可能な開発目標(SDGs: Sustainable Development Goals)とは、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことを誓っています。SDGs は発展途上国のみならず、先進国も含めたすべての国々、人々を対象としており、目標の達成に向けて、それぞれの立場で主体的に行動することが求められます。

■ 持続可能な開発目標(SDGs:Sustainable Development Goals)





再犯防止の推進は、新たな被害者を生み出さない取組であるとともに、罪を償い社 会の一員として再出発しようとする者を社会全体が認め、支えることで、社会復帰を 促進する取組です。

本計画では、市の基本構想に掲げる基本理念と6つの都市像で示されている SDGs との整合性を図っており、特に関係の深い目標は以下の8つです。

■ 本計画に関連する SDGs

















2 計画の位置付け

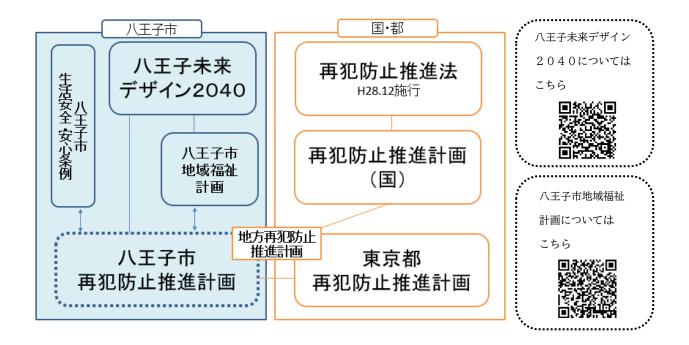
(1) 法律上の位置付け

本計画は、再犯防止推進法第8条第1項に基づく「地方再犯防止推進計画」です。

(2) 他計画との関連性

本計画は、本市の基本構想・基本計画である「八王子未来デザイン2040」第4編第2章「安全で安心な暮らしを守る体制・対策の強化」の個別計画であり、「八王子市生活の安全・安心に関する条例」に関連した計画です。

また、再犯防止の推進には、地域社会で孤立しないための切れ目のない支援が重要であることから、地域共生社会の実現を目指す「第4期八王子市地域福祉計画」と連携を図り、様々な取組を進めていきます。



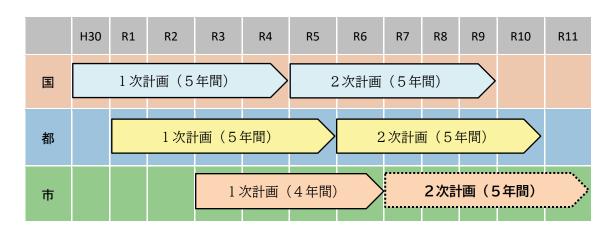
【参考:再犯防止推進法】

(地方再犯防止推進計画)

- 第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(次項において「地方再犯防止推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。
- 2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

3 計画の期間

本計画では、次回の改定を国、都計画の期間である5年に合わせられるよう、令和7年度(2025年度)から令和11年度(2029年度)までの5年間の計画とします。



【参考:再犯防止推進法】

(再犯防止推進計画)

- 第七条 政府は、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、 再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(以下「再犯防止推進計画」とい う。)を定めなければならない。
- 2 再犯防止推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
 - 二 再犯の防止等に向けた教育及び職業訓練の充実に関する事項
 - 三 犯罪をした者等の社会における職業及び住居の確保並びに保健医療サービス及 び福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
 - 四 矯正施設における収容及び処遇並びに保護観察に関する体制その他の関係機関における体制の整備に関する事項
 - 五 その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項
- 3 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係 行政機関の長と協議しなければならない。
- 5 法務大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、再犯防止推進計画を公表しなければならない。
- 6 政府は、少なくとも**五年ごと**に、再犯防止推進計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。
- 7 第三項から第五項までの規定は、再犯防止推進計画の変更について準用する。

4 計画に基づく再犯防止施策の対象者

本計画において、「犯罪をした者等」とは、犯罪をした者又は非行少年若しくは非行 少年であった者のことをいいます。

なお、再犯防止推進法第2条第1項の「犯罪をした者等」の認定に当たっては、再犯防止推進法の成立時に「有罪判決の言渡し若しくは保護処分の審判を受けた者又は犯罪の嫌疑がないという以外の理由により公訴の提起を受けなかった者に限定するなど、本法の基本理念を踏まえ、かつ、その罪質、犯罪のなされた時期を考慮し、不当に拡大した適用をすることがないようにすること」との附帯決議がなされていることに留意する必要があります。

また、「再犯の防止等」とは、犯罪をした者等が再び犯罪や非行をすることを防ぐことをいいます。

【参考:再犯防止推進法】

(定義)

- 第二条 この法律において「犯罪をした者等」とは、犯罪をした者又は非行少年 (非行のある少年をいう。以下同じ。)若しくは非行少年であった者をいう。
- 2 この法律において「再犯の防止等」とは、犯罪をした者等が犯罪をすることを 防ぐこと(非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年 となることを防ぐことを含む。)をいう。



【一人じゃないよ!】

この作品は、多摩少年院の在院者(当時)が描いたものです。 制作者は、自身の「葛藤」をイメージしてこの作品を描きました。

少年院で過ごす中で、人と正しく関わること、つながることのすばらしさを 知り、今まで友情だと思っていた交友関係は傷のなめ合いであったことに気付いた制作者ですが、社会でふとした時に孤独を感じ、以前の交友関係に戻りたくなってしまうことがあるかもしれないという不安があると言います。そんなとき、自分のことを応援してくれる人、支えてくれる人の存在を思い出して立ち止まれるかどうかがターニングポイントになる、という思いで描いたものです。

第2章 再犯防止を取り巻く状況

第2章 再犯防止を取り巻く状況

1 刑事司法手続の流れ(刑事事件、非行少年の処遇の流れ)

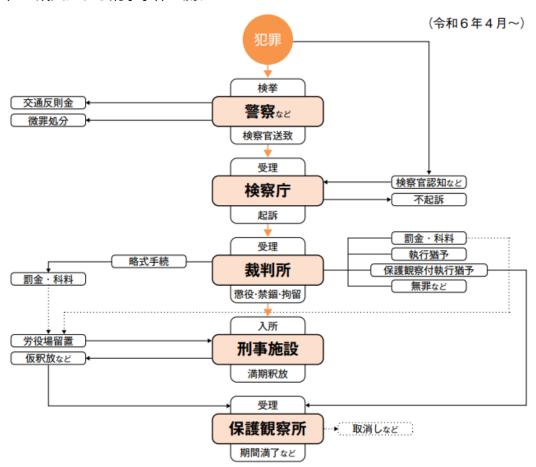
事件(犯罪)が発生した場合、警察などの捜査機関における捜査や取調べ、証拠内容を十分に検討した上で、検察庁において被疑者を起訴・不起訴にするかを決めます。起訴された後は裁判が行われ、有罪の裁判が確定すると、刑の執行猶予の場合を除き、被告人は実刑となり、刑務所などの刑事施設に収容されて、刑を受けることとなります。

刑事施設では、施設内処遇として、再び犯罪を起こさないよう受刑者に見合った改善更生と、社会生活に適応する能力の育成が図られます。さらに、犯罪をした者等が地域社会の中で立ち直るため、保護観察官や保護司による指導監督・補導援護を行う仕組みとして、保護観察があり、社会内処遇と呼びます。

なお、被疑者が少年である場合は、少年法において特別の措置が定められています。少年は現在の性格や行動特性が教育や訓練によって変化しやすいので、健全育成の目的から成人の刑事事件とは異なった取扱いがなされています。

犯罪をした者等の更生には、保護司、更生保護施設をはじめとする更生保護の民間団体などの幅広い連携が必要であるとともに、本人の強い意志や行政機関の働きかけだけでなく、地域社会の理解と協力が不可欠です。

(1) 成人による刑事事件の流れ



出典:東京都「令和6年度版非行少年・再犯防止支援ガイドブック」

■ 警察など

警察等が犯人を検挙して必要な捜査を行った事件は、原則として全て検察官に送致 されます。

■ 検察庁

検察官は、送致された事件について必要な捜査を行い、法と証拠に基づいて、被疑者を起訴するか不起訴にするかを決めます。また、検察官は、自ら事件を認知し、 告訴・告発を受けて捜査もします。

■ 裁判所

裁判所は、公開の法廷で審理を行い、死刑、懲役、禁錮、罰金等の刑を言い渡します。また、その刑が3年以下の懲役・禁錮等の場合などは、執行を猶予したり、その猶予の期間中、保護観察に付したりします。なお、比較的軽微な事件で、被疑者に異議がない場合は、簡易な略式手続で審理が行われることもあります。

■ 刑事施設

有罪の裁判が確定すると、執行猶予の場合を除き、検察官の指揮により刑が執行されます。懲役、禁錮、拘留は、原則として刑務所等の刑事施設で執行されます。刑事施設では、受刑者の改善更生と社会復帰のための矯正処遇を行っています。なお、罰金や科料を完納できない人は、刑事施設に附置されている労役場に留置されます。

■ 保護観察所

受刑者は、刑期の満了前であっても、地方更生保護委員会の決定で仮釈放が許されることがあり、仮釈放者は仮釈放の期間中、保護観察に付されます。また、保護観察付執行猶予判決の言渡しを受け判決が確定した者も、猶予の期間中は保護観察に付されます。保護観察に付された者は、改善更生と社会復帰に向けて、保護観察所の保護観察官と民間のボランティアである保護司による指導監督・補導援護を受けることになります。

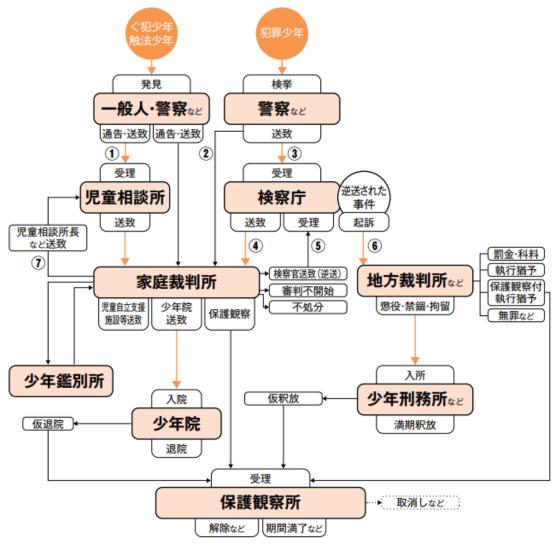
【刑法の改正】

■ 懲罰刑と禁錮刑が廃止され、拘禁刑に統一

令和4年(2022年)6月13日に刑法等の一部を改正する法律が成立し、現行の刑法 9条で定めている2種類の刑罰である「懲役」と「禁錮」を一本化し、「拘禁刑」が創設 されました。

改正前は、懲役は、一律に作業を行わせることとされていましたが、今回の改正により、作業義務に縛られることなく、個々の受刑者の特性に応じた柔軟な処遇が行われることで、出所後の社会復帰や再犯防止につなげます。

(2) 非行少年の処遇の流れ



出典:東京都「令和6年度版非行少年・再犯防止支援ガイドブック」

■ 警察・検察庁

捜査を遂げた上、犯罪の嫌疑があると認めるとき、又は犯罪の嫌疑がないものの、 ぐ犯(犯罪に至らないものの、犯罪に結びつくような問題行動があり、保護する必 要性が高いことをいう。)等で家庭裁判所の審判に付すべき事由があると認めると きは、事件を家庭裁判所に送致します。

■ 児童相談所

14歳未満のぐ犯少年、触法少年の場合、児童福祉法による児童福祉機関の福祉的措置に委ねることを原則としています。児童相談所は、警察等の通告や送致を受け家庭環境や交友関係等を調査し、援助方針を決定します。児童相談所の援助は、子供の最善の利益や専門的観点から判断して、家庭裁判所の審判に付することがその子供の福祉を図る上で、適当と認められる場合に家庭裁判所に送致します。

■ 家庭裁判所

家庭裁判所は、調査官に命じて、少年の素質や環境等について調査を行ったり、少年を少年鑑別所に送致して鑑別を行ったりします。また、調査の結果、審判に付する事由がない、又は審判に付することが相当でないと認めるときは、審判不開始の決定を行い、審判を開始するのが相当と認めるときは、非公開で審判を行います。なお、少年審判において、一定の重大事件で、非行事実を認定するため必要があるときは、家庭裁判所の決定により、検察官も審判に関与します。家庭裁判所による調査や少年鑑別所による鑑別を踏まえた審判の結果、保護処分に付する必要がないと認めるなどの場合は、不処分の決定を行い、保護処分に付することを相当と認める場合は、保護観察、少年院送致などの決定を行います。

■ 少年鑑別所

少年鑑別所は、医学、心理学、教育学等の専門的知識に基づき、少年の鑑別を行い、その結果は家庭裁判所に提出されます。また、少年鑑別所は「法務少年支援センター」という名称で地域社会における非行及び犯罪に関する各種の相談・助言、情報提供等も行っています。(こうした取組を「地域援助」と言います。)

■ 少年院

少年院送致となった少年は、第1種、第2種又は第3種のいずれかの少年院に収容 され、矯正教育、社会復帰支援等を受けながら更生への道を歩みます。

■ 保護観察所

家庭裁判所の決定で保護観察に付された場合、少年院からの仮退院が許された場合 等においては、改善更生と社会復帰に向けて、保護観察所の保護観察官と民間のボ ランティアである保護司による指導監督・補導援護を受けることになります。

■ 検察官送致、刑事裁判

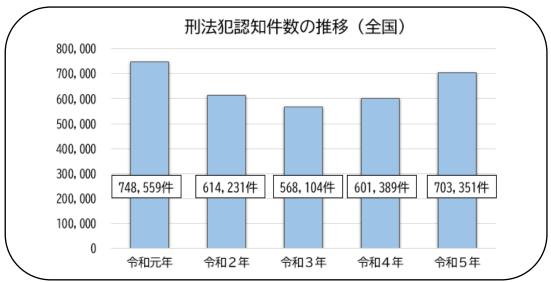
家庭裁判所は、審判の結果、死刑、懲役、又は禁錮に当たる罪の事件について刑事処分を相当と認めるときは、事件を検察官に送致します。なお、狙行時に16歳以上の少年が、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪の事件のほか、犯行時に18歳以上の少年(特定少年)が犯した死刑又は無期若しくは短期1年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪の事件等については、原則として検察官に送致され、事件送致を受けた検察官は、原則、起訴しなければならないとされています。犯罪少年が起訴された場合には、裁判所で刑事裁判が行われ、犯罪の事実が認められれば、有罪判決を受けることになります。

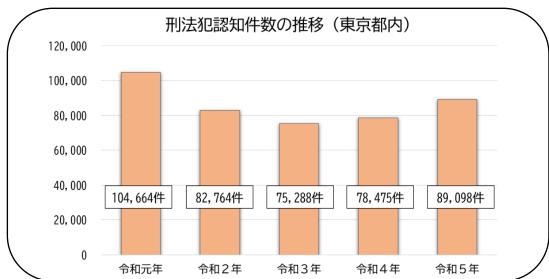
■ 少年刑務所

刑事裁判で実刑判決を受けた犯罪少年は、少年刑務所において処遇を受けます。 少年刑務所は、主として、26歳未満の受刑者を収容する刑務所で、受刑者の改善 更生と社会復帰のため矯正処遇を行っています。

2 犯罪等に関する統計データ

(1) 犯罪発生状況



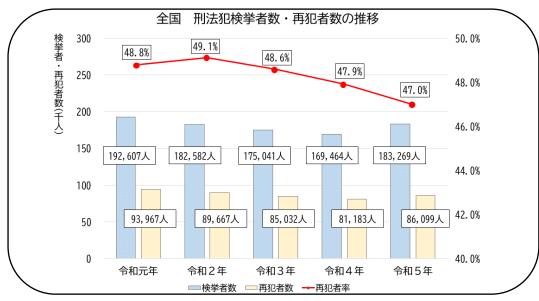


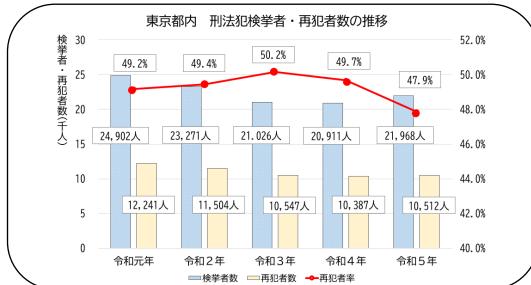


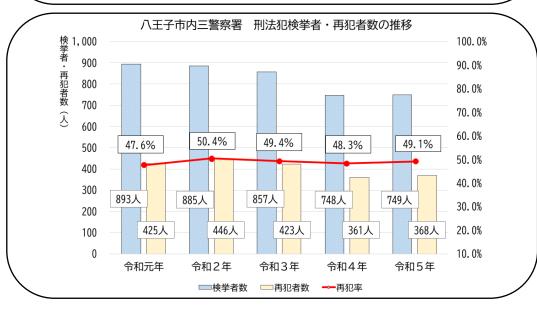
○ 令和5年の刑法犯認知件数は、全国・東京都・八王子市ともに増加している。

【統計データ 警視庁】

(2) 再犯の状況

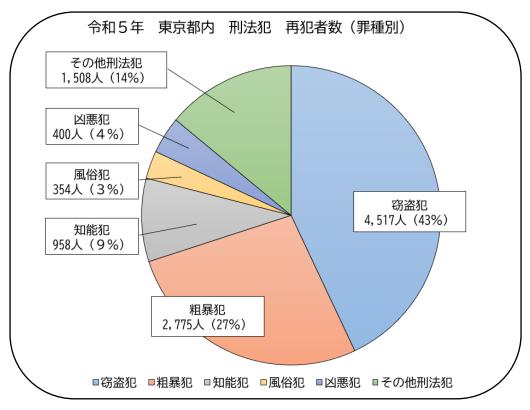


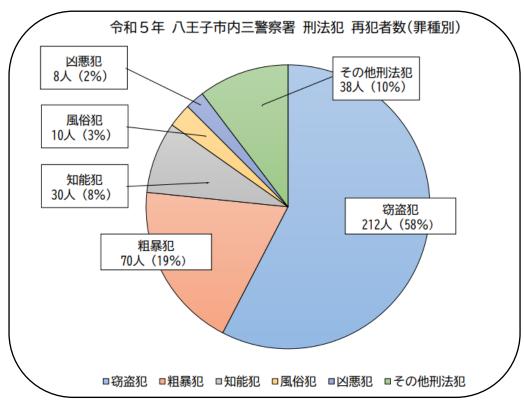




- 令和5年は、前年と比べ、検挙者数・再犯者数が増加している。
- 再犯者率は、常に50%前後を推移している。
- ※ 八王子市内三警察署のデータには、一部町田市内を含む。【統計データ 警視庁】

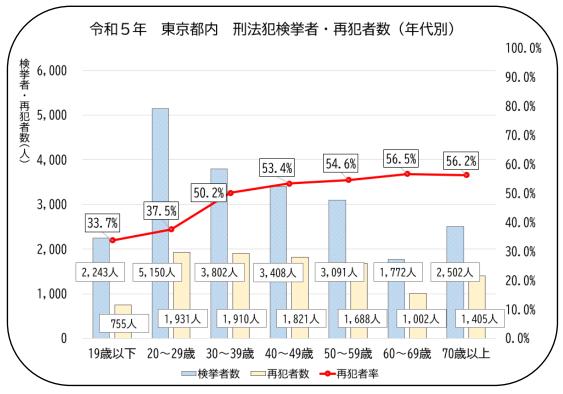
罪種別

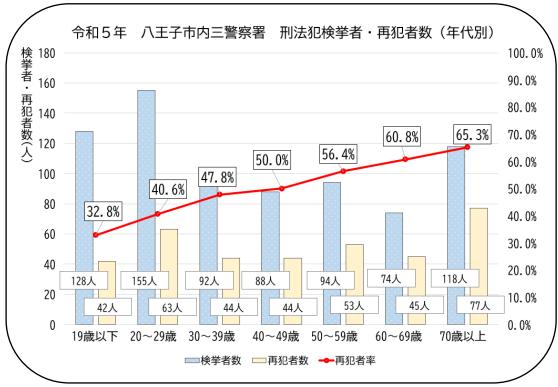




- 罪種別の再犯者数は、東京都内・八王子市内三警察署ともに窃盗犯が最も多い。
- 八王子市内三警察署の窃盗犯再犯者数は、全体の半数以上を占め、東京都内で占め る割合より多い。
- ※ 八王子市内三警察署のデータには、一部町田市内を含む。【統計データ 警視庁】

② 年代別(全刑法犯)

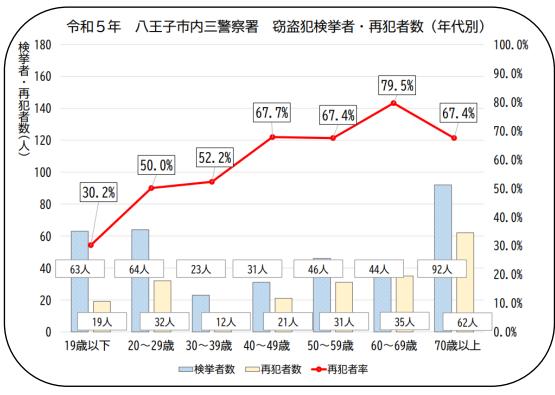




- 東京都内の検挙者数・再犯者数は、20 歳代が最も多い。 再犯者率は、70 歳以上を除き、19 歳以下から年齢を重ねるごとに増加している。
- 八王子市内三警察署では、検挙者数は 20 歳代、再犯者数は 70 歳以上が最も多い。 再犯者率は、年齢を重ねるごとに増加している。
- ※ 八王子市内三警察署のデータには、一部町田市内を含む。【統計データ 警視庁】

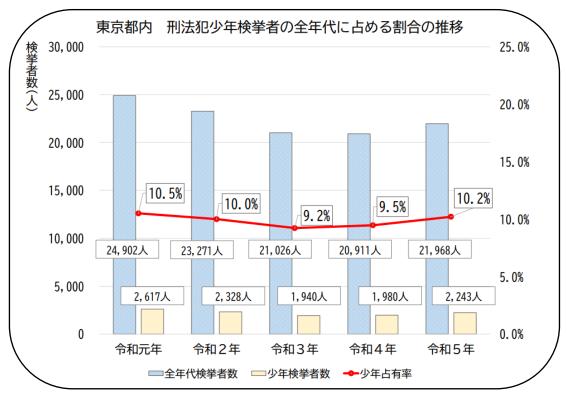
③ 年代別(窃盗犯)

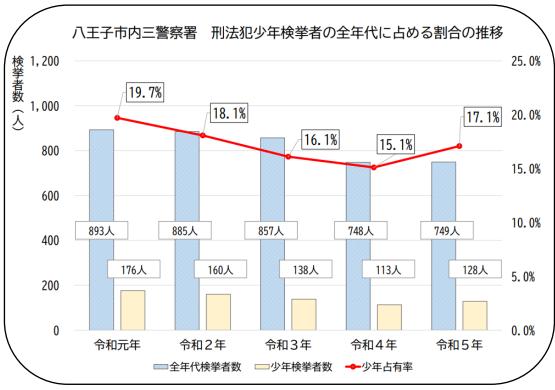




- 東京都内では、窃盗犯の検挙者数は 70 歳以上、20 歳代の順に多く、再犯者数では 70 歳以上が最も多く、再犯者率は、60 歳代が最も多い。
- 八王子市内三警察署では、窃盗犯の検挙者数・再犯者数ともに 70 歳以上が最も多 く、再犯者率は、60 歳代が最も高い。
- 60歳代の刑法犯再犯者のうち、窃盗犯再犯者は、約8割を占めている。
- ※ 八王子市内三警察署のデータには、一部町田市内を含む。【統計データ 警視庁】

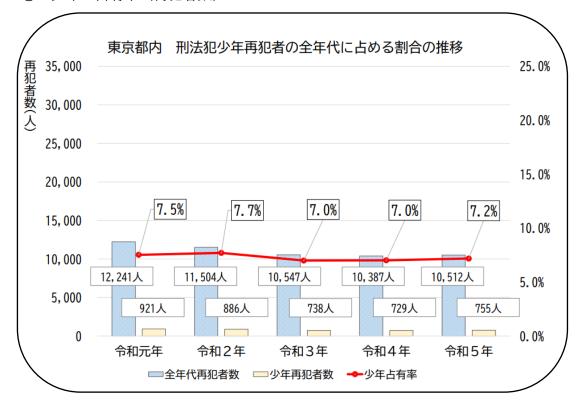
④ 少年の占有率(検挙者数)

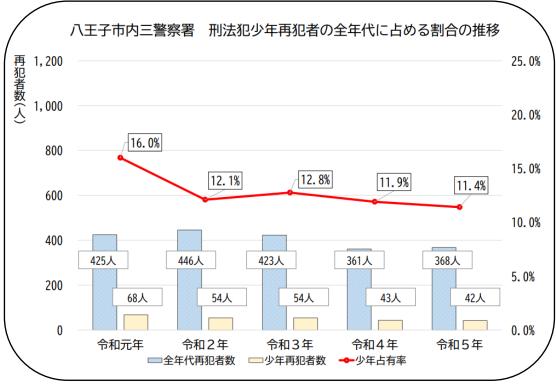




- 東京都内では、少年の検挙者数及び少年占有率は、前年より増加している。
- 八王子市内三警察署でも少年の検挙者数・少年占有率は増加しており、東京都に比 ベ少年占有率は高い。
- ※ 八王子市内三警察署のデータには、一部町田市内を含む。【統計データ 警視庁】

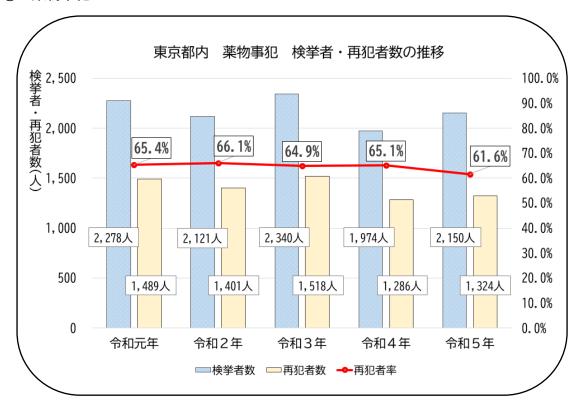
⑤ 少年の占有率(再犯者数)

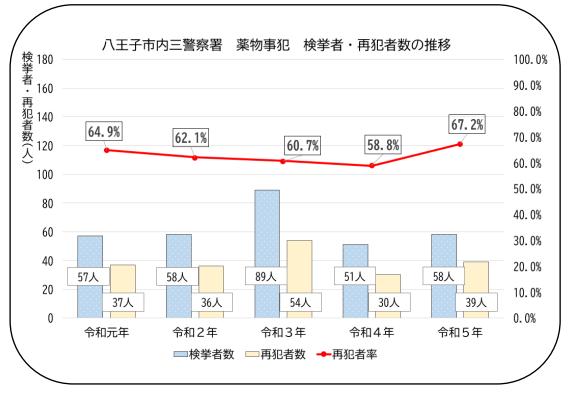




- 東京都内では、少年の再犯者数、少年占有率ともに前年より増加している。
- 八王子市内三警察署では、少年の再犯者数、少年占有率ともに減少しているが、東京都内と比べ、少年占有率は高い。
- ※ 八王子市内三警察署のデータには、一部町田市内を含む。【統計データ 警視庁】

⑥ 薬物事犯





- 令和5年における東京都内の薬物事犯検挙者数・再犯者数は増加しているが、再犯 者率は減少している。
- 八王子市内三警察署では、薬物事犯検挙者数・再犯者数・再犯者率ともに増加している。また、再犯者率は、東京都内よりも八王子市内三警察署の方が高い。
- ※ 八王子市内三警察署のデータには、一部町田市内を含む。【統計データ 警視庁】

<犯罪等に関する市民の認識> 令和6年度(2024年度)市政モニターアンケート結果及びLINEアンケート結果(抜粋)

●あなたは、八王子市が犯罪のない(少ない)安全で安心な暮らしやすいまちだと思いますか。(選択は1つのみ)

市政モニター n=96	市政モニター	LINE アンケート
LINE n=417	構成比	構成比
思う	9.4%	8%
どちらかといえば思う	59.4%	46%
どちらかといえば思わない	20.8%	25%
思わない	8.3%	12%
わからない	2.1%	9%

●あなたは、国が平成28年(2016年)に「再犯の防止等の推進に関する法律」を 施行し、再犯防止の取組を推進していることを知っていますか。(選択は1つのみ)

市政モニター n=96	市政モニター	LINE アンケート
LINE n=417	構成比	構成比
具体的に知っている	0%	6%
「再犯防止」という言葉は聞いたことが あるが、取組内容は知らない	61.5%	53%
知らない	38.5%	41%

●あなたは、令和3年(2021年)4月に「八王子市再犯防止推進計画」を本市が策定したことを知っていますか。(選択は1つのみ)

市政モニター n=96	市政モニター	LINE アンケート
LINE n=417	構成比	構成比
具体的に知っている	0%	5%
聞いたことはあるが、内容は知らない	18.75%	19%
知らない	81.25%	76%

市政モニター アンケート 結果について



LINE アンケート 結果について



【参考】

〇八王子市の刑法犯に関する現状

※検挙者数・再犯者数・再犯者率には一部町田市内を含む

認知件数	3, 197 件	【令和5年(2023年)】
検挙者数	749 人	【令和5年(2023年)】
再犯者数	368 人	【令和5年(2023年)】
再犯者率	49. 1%	【令和5年(2023年)】

○八王子市で活動する主な民間協力者の数・団体の数・関連する公的機関の数

民	保護司	132名 (八王子地区保護司会所属) 【令和6年(2024年)4月1日現在】
間	更生保護女性会	155名 (八王子地区更生保護女性会所属) 【令和6年(2024年)4月1日現在】
	協力雇用主	64 社 (東京保護観察所登録) 【令和6年(2024年)4月1日現在】
協	協力事業主	46名 (八王子市更生保護協力事業主会所属) 【令和6年(2024年)4月1日現在】
カ	更生保護施設	2施設 (自愛会、紫翠苑) 【令和6年(2024年)4月末現在】
者	自立準備ホーム	3施設 【令和6年(2024年)4月末現在】
団体	防犯協会	3協会 (八王子防犯協会・高尾防犯協会・南大沢防犯協会) 【令和6年(2024年)4月末現在】
公的	矯正施設	1施設 (多摩少年院) 【令和6年(2024年)4月末現在】
機関	警察署	3警察署(八王子警察署・高尾警察署・南大沢警察署) 【令和6年(2024年)4月末現在】

3 第1次計画の振り返り

(1)成果指標

「市内における再犯者率」を成果指標に、計画終期である令和6年(2024年)までに再犯者率を43.0%以下にすること、また、成果指標を補足する数値として「市内における再犯者数」を350人以下にすることを目標に取り組んできました。しかし、令和5年(2023年)は新型コロナウイルス感染症の収束後、人流が増加したことも影響し、再犯者率、再犯者数ともに増加傾向にあります。

八王子市内	R3	R4	R5(現状値)	R6(目標値)
再犯者率	49.4%	48.3%	49.1%	_
再犯者数	423 人	361 人	368 人	_

(2)主な取組

- 就労・住居の確保や高齢・障害のある者等への支援等、再犯防止推進に係る施策 に取り組みました。
- 市内の矯正施設である多摩少年院と連携し、少年院の活動を紹介するパネル展示 や市主催のイベントで再犯防止に向けた啓発を実施しました。
- 都と連携し、市職員の再犯防止への理解を深めるための職員研修会を実施しました。
- 計画を着実に推進していくために、市や国、民間協力者、公募市民等で構成される「八王子市再犯防止推進会議」を開催し、参加者間の情報共有や事例研究等、 継続的に再犯防止に向けた意見交換を行いました。



多摩少年院と連携した啓発の様子



東京都主催 再犯防止研修の様子

(3)主な課題

- 市 第 1 次計画を策定し、再犯者率、再犯者数ともに減少傾向だったが、令和 5 年 (2023 年) は増加に転じています。(P16 グラフ参照)
- 市民へのアンケート調査から、再犯防止の取組についての認知度が低いことが判明したため、市民の関心と理解を深める効果的な取組が必要です。(P23 参照)
- 再犯防止施策の深化・充実を図るには、国や都、民間協力者等と一層の連携が必要です。
- 犯罪をした者等が抱えている複合的な問題に対して、息の長い支援を提供するためには、社会福祉や医療保健など各分野との連携強化を一層図っていく必要があります。

第3章基本方針

第3章 基本方針

1 第2次計画の策定に向けた方向性

本市では、市 第1次計画に基づき、住居や就業機会の確保など、犯罪をした者等であるか否かに関わらず、適切な支援を行ってきました。

しかし、犯罪をした者等の中には、高齢や障害、依存症など様々な生きづらさを抱えていることが少なくないため、再犯を防止するには、個々の特性に応じた支援を切れ目なく、継続的に実施していくことが重要です。

また、本人が社会復帰し、再出発をしようとするためには、生きづらさを抱えている者を地域社会で受け入れ、国や市区町村、民間協力者などが緊密に連携し、息の長い支援を行う必要があります。

地域社会での再犯防止施策の認知度が低い状況にある中、認知度を高めていくためには、効果的な広報・啓発活動を実施するとともに、新たな成果指標を設定し、市の取組を計画的に進めていくことが必要です。

本計画では、「新たな加害者も被害者も生まない、誰もが安全で安心して暮らせる地域社会の実現」に向けて、国、都との役割分担を踏まえ、地域の実情に応じた施策を推進していきます。

2 基本方針

本計画の策定に向けた方向性を踏まえ、また、国や都の第二次計画に掲げられている 基本方針とも整合性を図り、市民の暮らしに近い基礎自治体として、次のとおり基本方 針を定めます。

【基本方針】

- 1 犯罪をした者等が、地域社会において孤立することがないよう、国・東京都・民間協力者等との緊密な連携協力による「息の長い支援」の実現を図ります。
- 2 犯罪をした者等の特性に応じた、切れ目のない必要な指導及び支援を実施します。
- 3 再犯防止に関する取組を分かりやすく効果的に広報し、市民の関心と理解を得ます。
- 4 犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うとともに、犯罪をした者等が、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえ、再犯防止施策に取り組みます。

3 重点課題

基本方針を踏まえ、次の重点課題に取り組みます。

- (1) 犯罪をした者等が再び罪を犯さないために
 - ① 就労・住居の確保
 - ② 保健医療・福祉的支援の促進
 - ③ 非行の防止・学校と連携した修学支援
 - ④ 民間協力者等の活動の促進
- (2) 犯罪の発生を未然に防止するために
 - ① 安全で安心なまちづくりへの取組
 - ② 豊かな心を育むための取組
- (3) 連携体制及び広報・啓発活動の推進
 - ① 国等の関係機関・団体との連携強化
 - ② 広報・啓発活動の推進

【参考:国 第二次計画 7つの重点課題】

- ① 就労・住居の確保等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③ 学校等と連携した修学支援の実施等
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- ⑤ 民間協力者の活動の促進等
- ⑥ 地域による包摂の推進
- ⑦ 再犯防止に向けた基盤の整備等

【参考:都 第二次計画 6つの重点課題】

- ① 就労・住居の確保等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③ 非行の防止・学校と連携した修学支援等
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導・支援等
- ⑤ 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等
- ⑥ 再犯防止のための連携体制の強化等

4 成果指標

本計画の目的の達成状況を確認するため、下表の成果指標とその目標値を設定します。 「八王子市内における再犯者数」は、計画の目的である、再犯防止の達成状況を把握 するものとして設定し、再犯者数の傾向から算出される計画最終年の推定値を下回るこ とを目標とします。

また、犯罪をした者等の立ち直りには市民の理解が欠かせないことから、再犯の防止に関する理解促進や普及啓発に関する取組の実施状況を評価する指標として、「再犯防止の取組を理解している市民の割合」を設定し、計画最終年度に 30%以上になることを目標とします。

■ 成果指標

成果指標	現状値 令和5年度(2023年度)	目標値 令和11年度(2029年度)	備考
八王子市内における 再犯者数(※)	368 人	300 人以下	出典:警視庁統計

[※]市 第1次計画では成果指標を「八王子市内における再犯者率」としましたが、再犯者率は初犯者数の増減に左右される こと、取組と結果の因果関係が分かりにくいことから評価が難しいため「八王子市内における再犯者数」に改めます。

■ 補助指標

油出比	現状値 目標値		備考	
補助指標	令和6年度(2024年度)	令和 11 年度(2029 年度)	1佣石	
再犯防止の取組を			山曲・士政エーカー	
理解している 市民の割合	6 %	30%以上	出典:市政モニター、 LINE アンケート	
			LINE 7 27 — F	

■ 指標目標に向けた取組

上記指標の目標達成に向けて、以下のとおり広報・啓発活動等を実施し、幅広い世代 の市民が再犯防止の取組に関わる機会を増やしていきます。

(取組内容については第4章に掲載)

ジャンル	主な取組	内容	掲載 ページ
情報発信	・国、都、民間協力者等と連携した 情報発信	SNS やメディアを活用した 情報発信	66
イベント	・社会を明るくする運動の推進	他機関・団体とタイアップ	56
	・再犯防止に関する啓発活動の推進	したイベントの開催	66
講座	・警察署や多摩少年院等の職員による	市内の小中学生や	49
	特別授業の開催	町会・自治会等、幅広い	53
	・はちおうじ出前講座の開催	世代への講座の開催	59

コラム1 八王子地区保護司会の現状

(八王子地区保護司会 会長 前田 善一郎)

八王子地区保護司会は、定員 154 名 現員 132 名で活動しています。

保護司は、法務大臣より委嘱される非常勤の国家公務員です。保護司会の活動内容は、大きく分けて2つに分けられます。一つ目は、非行や罪を犯した人の更生を助けること。もう一つは、非行や犯罪が起こることを未然に防ぐ活動をすることです。

保護司の活動として従来から言われてきたものの第一は、罪を犯した者、非行に走ったものが償いを終えて社会に帰ってきた時に社会になじめるよう、また生活に困らないようにするための保護観察といわれるものです。その内容は、まずその者が刑務所や少年院から仮出所・仮退院で帰ってくる際の住居の確認(生活環境調整)を行います。たとえ無期懲役のものであってもです。住居の確認と同時に帰ってきてからの仕事や学校の確認を行い正常な生活が送れるか確かめておきます。このような確認を行っておいて釈放、出院を待ちます。

刑務所や少年院から出てきたら場合、普通は月に 2 回ほどの面接をしてどんな仕事をして どんな生活をしているか、給料はいくらもらってどう使っているか、学生であれば学校へちゃん と行っているか、友達関係はどうしているかなどの話を聞き、月1回保護観察所に報告書を提 出します。

このような保護司の活動のみを保護司の本分としていた時代は、保護司であることは、近隣や社会に漏れないほうが良いと考える方も多かったです。

近年、保護司の活動として重きを置くようになったのが犯罪の発生を未然に防止するため犯罪の発生環境の改善や予防の運動です。警察と協力した市内パトロールや八王子市が主催する「社会を明るくする運動」には主体的に参加するなど種々の活動を行い犯罪の発生予防に努めています。

保護司は、このような活動を行い、社会に貢献して安心安全な八王子市を実現するため活動を行っていますが、現在の保護司会が抱える大きな課題は、保護司の候補者が少ないということです。自身の仕事に区切りがついた後に就任いただく方が多くいますが、会社の定年が延長されていることや保護司の活動が危険ではないかなどで候補者が少なくなっています。

これからは、保護司の活動環境の改善とともに、犯罪の予防や再犯の防止などの活動を広く市民に知っていただき、保護司の必要性を理解いただけるよう活動を推進し候補者の確保に努めていきます。



保護司会事務所の様子



更生保護に関する座談会の様子



【明るい未来がその手をつなげる】

この作品は、多摩少年院の在院者(当時)が描いたものです。

制作者は、「つながり」をテーマに、地球と人がつながっている様子や人と人がつながる様子を描きました。

非行をしていた頃は、自分を支えようと手を差し伸べてくれていた家族や周 りの人を拒否していたけれど、今は素直に手をつなごうとしている様子を描い たとのことです。

工夫した点としては、グラデーションにより海の深さを表現したり、川の流れを意識して描いたりしたところです。

第4章 施策の展開

第4章 施策の展開

1 犯罪をした者等が再び罪を犯さないために

犯罪をした者等が、立ち直り、自立した生活を営むため、就労・住居の確保や適切な 保健医療・福祉的支援につなげます。

- (1) 就労・住居の確保
- ① 就労の確保等

【現状】

- 刑務所に再び入所した者のうち、約7割が仕事につかない状態です。【グラフ1】
- 保護観察終了時に仕事に就いていない人の割合は約4割近くと少なくありません。 【グラフ2】
- 実際に雇用された後も人間関係のトラブル等から離職してしまう等、不安定な就労が再犯の要因となっています。

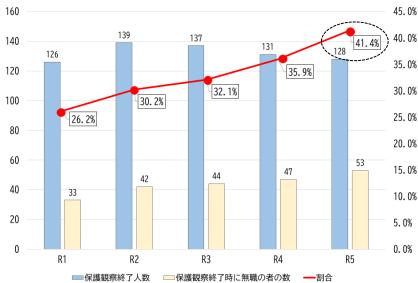
【グラフ1】入所受刑者の就労状況別構成比



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
- 2 犯行時の就労状況による。
 - 3 「無職」は、定収入のある無職者を含む。
 - 4 学生・生徒、家事従事者及び就労状況が不詳の者を除く。
 - 5 () 内は、実人員である。

出典:令和6年版犯罪白書

【グラフ2】保護観察終了時に無職である者の数(八王子地区統計)



出典:東京保護観察所

【課題】

- 前科・前歴があることに加え、求職活動を行う上で必要な知識・資格等を有して いないことなどにより、求職活動が円滑に進まない場合が少なくありません。
- 社会人としてのマナーや対人関係の形成・維持のために必要な能力を身に付けて いないことから、職場での人間関係を十分に構築できないことがあります。
- 自らの能力に応じた適切な職業選択ができないことにより、一旦就職しても離職 してしまうことがあります。
- 協力雇用主である企業でも、雇用に結びついていないことがあります。

【具体的な取組】

犯罪をした者等を雇用する企業等の開拓、社会的評価の向上を目標とした施策を検 討するなど、就労の確保に向けた施策を実施します。また、犯罪をした者等が利用可 能な制度を活用し、地域の関係機関・民間協力者と連携することで必要な支援を受け られるようにします。

生活闲窮者自立支援

就職したいが就労に結びつかない者を対象とした「キャリア相 談|「ジョブトレーニング|「求人開拓|等の支援を通じて、就 | 労に結びつけるとともに、「就労定着支援」を行います。

生活自立支援課

八王子若者サポートステーション

就労の意思はあるが、就労に結びつかない若者を支援するた め、きめ細かな個別指導のもと、職場体験等の就労訓練を行い | 青少年若者課 ます。

障害者就労支援

障害者の生活の向上及び就労機会の拡大を目指すため、身近な 地域において就労・生活の支援を一体的に提供する仕組みを構 築し、障害者の自立と社会参加の促進を図ります。

障害者福祉課

シルバー人材センターへの支援

高齢者の生きがいづくりを目的とした就労機会を提供する公 益社団法人八王子市シルバー人材センターの運営支援·指導等 | を行い、高齢者の社会参加を推進します。

高齢者いきいき課

介護助手(介護サポーターHACHIOJI)おしごと相談会

市内の介護事業所が短時間勤務を希望する高齢者や子育て中の者などを、「介護サポーターHACHIOJI(介護助手)」として雇用します。

高齢者いきいき課

高齢者就労支援

働いている高齢者のインタビュー・就労プランや、待遇の目安 等を示す「みんなのおしごと応援ハンドブック」を作成・配布 し、高齢者の多様な働き方を支援します。

高齢者いきいき課

就業等に向けた関係機関との連携

ハローワーク八王子や東京しごと財団との共催事業等により、 年数回の合同面接会や公共職業訓練等を実施し、就業困難な者 の就職活動を支援しています。引き続き関係機関との連携を深 め、就業につながるイベント等の実施により就業機会の充実を 図るほか、支援を必要とする者に向けた情報提供を行います。

産業振興推進課

協力雇用主の開拓及び社会的評価の向上

国の関係機関や協力雇用主(八王子市更生保護協力事業主会を含む)と連携し、総合評価方式の入札において、協力雇用主に登録している企業に対し技術評価点へ加点するなど、協力雇用主の開拓及び社会的評価の向上を目指します。

契約課防犯課

【充実】民間協力者等との連携強化

犯罪をした者等のうち、支援を必要とする者が、円滑に行政サービスを受けられるよう、八王子地区保護司会や八王子地区更生保護女性会、八王子市更生保護協力事業主会、八王子BBS会などの民間協力者との連携を強化します。

防犯課 関連所管

矯正施設との連携強化

矯正施設を出所して市内に居住しようとする者が、円滑に各種 行政サービスを受けられるよう、矯正施設との連携を図りま す。

防犯課 関連所管

※現状の課題を解決するため、特に注力する事業については、【充実】と記載しています。

更生保護施設との連携強化

更生保護施設に入所する者のうち、支援を必要とする者が、円滑に行政サービスを受けられることができるよう、市内更生保護施設(自愛会・紫翠苑)との連携を強化します。

防犯課 関連所管

【充実】再犯防止に向けた庁内横断的な体制整備

各行政分野別計画や施策において、情報共有や課題解決に向けた一体的な支援の実施について協議するため、「包括的な地域福祉ネットワーク会議」を活用し、分野の垣根をこえた横断的な対応ができるように体制を強化します。

防犯課

コラム 2 八王子市更生保護協力事業主会について

(八王子市更生保護協力事業主会 会長 森屋 義政)

八王子市更生保護協力事業主会(以下「本会」という。)は、「八王子地区保護司会 その他の関係者と連携協力し、犯罪をした者及び非行のある者(以下「対象者」とい う。)の雇用の推進、犯罪予防活動の促進等を行うことによって、対象者が善良な社 会の一員として自立し、改善更生することを助け、もって地域社会を保護し、個人及 び公共福祉の増進に寄与すること」を目的に、現在企業として 32 社、保護司 14 名、 令和 6 年 8 月末 46 名の会員が活動をしています。

八王子地区における本会の前身は、平成9年5月の八王子地区保護司会総会において初めて「協力組織部」が新設され、同年8月に協力組織部において「協力雇用主会」の組織化について協議されました。平成12年3月、協力雇用主の掘り起こしを検討してアンケートを実施しましたが、その結果、成功例が極めて少なく、事業主の方々に多大な迷惑をかけた実態が明らかになりました。しかし、協力組織部としては雇用をめぐる課題には困難な点が多く、更生保護ネットワークの拡大は急務であるとして、平成13年4月の総会で事業を営む保護司並びに協力保護司、協力組織部会員により準備会設立が認められました。その結果、平成13年6月「八王子地区更生保護協力事業主会」結成総会を開催して活動がスタートしました。その後、平成20年まで継続してきましたが、その後、徐々に活動が停滞していきました。平成29年に東京保護観察所立川支部から再度の要請があり、今日の「本会」が平成30年5月に結成総会で設立しました。その後、コロナ禍もありましたが、本会の目的への理解を深めていくため、社会を明るくする運動への参加や研修会(施設見学等)、広報活動(カレンダー制作)を行っています。

現在、東京保護観察所には、約1,000の事業主が「協力雇用主(事業主)」として 登録されており、八王子市も60を超える雇用主が登録されています。協力雇用主は 建設業が多く、運送業とサービス業がある程度なので他業種の会員を募集していくこ とが課題です。

適切な職業マッチングを促進していくためには、多様な業種の協力雇用主を開拓していくことが重要です。特に若い対象者は自分が何をしたいか決まっておらず面接をするので、事前打合せが不可欠です。できるだけ希望する職種を紹介したいと思います。

また、制度を充実させていくことも必要です。既に「就労・職場定着奨励金」「就 労継続奨励金」「身元保証制度」「トライアル雇用制度」「職場体験講習」等の支援制 度はありますが、外部のお客様に対して信用をなくした時に応える制度がないこと が、協力雇用主に登録されていても 1~2 割の雇用になっているのだと思います。

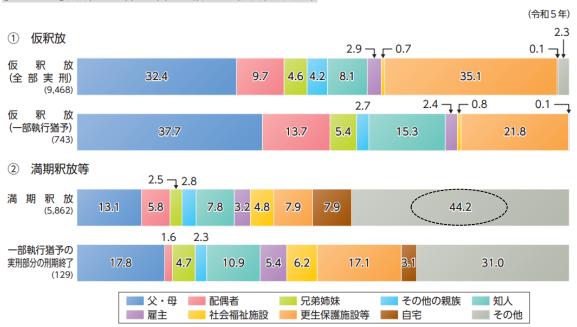
再犯を防止し、その改善更生を図るため、引き続き、就労の確保に向けて、取り組みを継続していくことで、立ち直り支援を行ってまいります。

② 住居の確保等

【現状】

- 刑務所満期釈放者の約4割が、適当な住居が確保されないまま刑務所を出所しています。さらに、出所後の住居が確保されていない者の再犯に至るまでの期間は、住居が確保されている者と比較して短いことが明らかになっています。【グラフ3】
- 更生保護施設では、宿泊の提供だけでなく、食事の提供や就労支援も行っています。近年では、酒・薬物等の依存症のある方や生活スキルの乏しい方が増えており、それぞれの課題に応じた支援が求められ、その役割は急激に拡大しています。
- 一時的な居場所である更生保護施設や自立準備ホームを退所後、地域に生活基盤を確保する必要があります。しかし、身元保証人を得ることが困難、家賃滞納歴があることにより、民間家賃保証会社を利用できないことから、適切な定住先を確保できず、再犯等に至る者が存在します。

【グラフ3】出所受刑者の帰住先構成比(出所事由別)



- 注 1 矯正統計年報による。
 - 2 「帰住先」は、刑事施設出所後に住む場所である。
 - 3 「配偶者」は、内縁関係にある者を含む。
 - 4 「更生保護施設等」は、更生保護施設、就業支援センター、自立更生促進センター及び自立準備ホーム(NPO 法人などで、「自立準備ホーム」の指定を受けた場合も含む。)である。
 - 5 「自宅」は、帰住先が父・母、配偶者等以外で、かつ、自宅に帰住する場合である。
 - 6 「その他」は、帰住先が不明、暴力団関係者、刑終了後引き続き被告人として勾留、出入国在留管理庁への身柄引渡し等である。
 - 7 () 内は、実人員である。

出典:令和6年版犯罪白書

【課題】

矯正施設や更生保護施設を退所後に、生活に困窮してしまうこと、住居を持てないことが再犯リスクを高める要因となっているため、犯罪をした者等が、社会で自立した生活を送るには、住居の確保に向けた取組が必要です。

【具体的な取組】

犯罪をした者等のうち支援を必要とする者が、円滑に行政サービスを受けられる よう、制度の周知を図るとともに地域の関係機関・民間協力者と連携し、住居の確 保に向けた取組を進めていきます。

市営住宅への入居支援

住宅に困窮する低所得者で一定の要件を満たす者に対し、廉価 な家賃で賃貸する市営住宅への入居を支援します。

住宅政策課

セーフティネット住宅への入居支援

住宅に困窮する方にセーフティネット登録住宅の紹介や、家賃 補助対象住宅の斡旋を行うなど、民間賃貸住宅等への円滑な入し住宅政策課 居を支援します。

住宅確保要配慮者への入居支援

居住支援協議会により、住まい探しに困っている低所得者・ 高齢者・障害者・子どもを育成する家庭などの入居の相談に 応じる不動産店である「居住支援協力店」を活用し、入居を 支援します。

住宅政策課

都営住宅への入居募集案内の周知

住宅に困窮する低所得者で一定の要件を満たす者に対し、低廉 な家賃で東京都が賃貸する都営住宅に関して、募集案内の配布 等を行います。

住宅政策課

シルバーピア事業

65 歳以上の単身及び二人世帯の高齢者が、住み慣れた地域社 会の中で安定した生活を続けられるように配慮して建築され たシルバーピア(高齢者集合住宅)にワーデン(生活協力員) 及びLSA(生活援助員)を居住させ、入居者が安心して暮ら していけるように日常生活を援助します。

高齢者いきいき課

【充実】民間協力者等との連携強化

再掲 35 ページ参照

防犯課 関連所管

矯正施設との連携強化	
再掲 35 ページ参照	防犯課
	関連所管
更生保護施設との連携強化	
再掲 36 ページ参照	防犯課
円拘 50 ハーン参照	関連所管
【充実】再犯防止に向けた庁内横断的な体制整備	
五相 20 cm かわ切	P+-X□ ≑⊞
再掲 36 ページ参照	防犯課

コラム3 社会福祉と司法との連携について

(更生保護施設 自愛会 理事長 柿澤 正夫)

今では社会福祉と司法の連携が進んでいますが、以前は社会福祉と司法のはざまに落ちて生活が成り立たなくなってしまう人が沢山いました。知的障害の目安とされている IQ 69以下の人が一般社会では2%程度といわれていますが、刑務所の受刑者では20%を超えます。釈放に際して帰るところがない人は更生保護施設が受け皿となりますが、更生保護施設でも処遇に困ってしまいますので、結局どこにも受け皿がなく、こうした人たちが生活に困って万引き等の再犯を犯してしまい、また刑務所に戻ってしまうことを繰り返してきました。

こうした状況に対して元衆議院議員で政策秘書費を流用したとして詐欺罪で実刑判決を受けた山本譲二さんによる『獄窓記』(平成15年)で社会の関心を呼び、また平成18年から20年まで、社会福祉法人南高愛隣会の理事長であった(故)田島良昭さんが研究代表を務められた厚生労働省科学研究「罪を犯した障がい者の地域生活支援に関する研究」が実施されました。この研究を契機として都道府県に「地域生活定着支援センター」が設置されるなど社会福祉と司法との連携が進みました。そして平成28年には「再犯の防止等の推進に関する法律」が制定され、再犯の防止に向けて国、地方公共団体、社会福祉法人等の関係機関が緊密に連携協力することが定められました。同法では出所受刑者の2年以内再入所率を令和3年までに16%以下にするという数値目標が掲げられ、令和元年には15.7%と数値目標を達成しました。

更生保護施設自愛会でも社会福祉との連携を緊密に図っており、例えば窃盗(スリ)で少年院や刑務所への出入りを繰り返しており、従来では自愛会での受け入れが難しかった7 2歳の方を受け入れ、地域包括支援センターを中心として何回もケア会議を開催して生活保護申請や役所への同行、通院への同行、金銭管理の指導等を行った事例があります。この方については、その後も再犯の繰り返しはありましたが、福祉や医療の関係者のご協力を得て訪問診療、ボランティアの方々の往訪等が行われ次第に生活のリズムが整っていきました。

この事例などは、社会福祉と司法の連携が進む前は、刑務所出所に際して行くところがなく、かといって更生保護施設でも受け入れが難しいため、多少の所持金が尽きるまでは何とか食いつないでいても、結局、万引き等の再犯を犯してしまっていた事例です。社会福祉と司法がきめ細かく連携することにより、こうした事例を一件でも減らしていくことが再犯防止を促進し、市民が安心して暮らせる社会を築くことになります。

コラム4 犯罪の現場と立ち直りの現場のこと

(更生保護施設 紫翠苑 施設長 真田 安浩)

八王子市民とはいえ、更生保護施設を、ほとんどの人は知らないのではなかろうか。犯罪の現場から多くのプロセスを経て更生へ至る長い道筋があるとして、犯罪者に関わっているはずの多くの公務員にさえ、ほぼ認知されていないと実感することがしばしばある。街中に目立たないように作られている更生保護施設の建物を仮に見かけたとしても、この場所が更生に関わっている場所だと実感するのはかなり難しいのではないか。自分自身もそうであった。

人がどうして犯罪をするのかという古来からのテーマも深いが、どうやって更生するのかのテーマはさらに深く、目に見えにくい。半世紀も前、そのテーマを扱ったものがどこかにないかと、図書館や本屋や映画館を探ってみたことがあった。更生しようとしても、様々な壁に阻まれることをテーマとした小説は見かけたが、更生の実例や、ノウハウ、そういうものを分かりやすく書いたものは見当たらなかった。人には言いにくい実情があり、更生は見えにくい世界だった。

後々となってのこと、少年であれ成人であれ、過去に非行や犯罪に陥った人が、他の人 に過去を気づかれないよう秘して、それは例え自分が所帯を持った相手にでさえ分からな いように生きて、やがて自分自身の更生が実感できるようになるまでに、長い時間をかけ ていることを知る機会があった。それもたまたまのことだった。他の人が自分の更生を認め てくれる日、信頼してくれる日を実感する日は、当事者にとってはまさに秘めたる夢だった と知った。

縁あって更生保護施設に勤務するようになって10年、それまでにも非行や犯罪にかか わった人たちと向き合ってきたつもりであったが、今思うと知らないことが多かった。更生 の途上にある女性たちと同じ建物で起居を共にするという生活感覚もそうであるが、ここ で見聞きすることの中には、初めて知ることが多かった。それは継続している。終わりのな い奥の深い世界に息を呑む。

元来、就労や就学を軸にした生活を続けさせるための動機付けを行い、少ない持ち金を元にして、退所後の当面の自活ができるように対策を考え、疾患のある人には健康を回復させることなどを、同時並行に進めているのだが、思うような成果が上がらない一方で、入所者それぞれの個性が際立ってくるのもここである。人一倍の努力と粘りで、思いがけない成果を得る人もいなくはない。

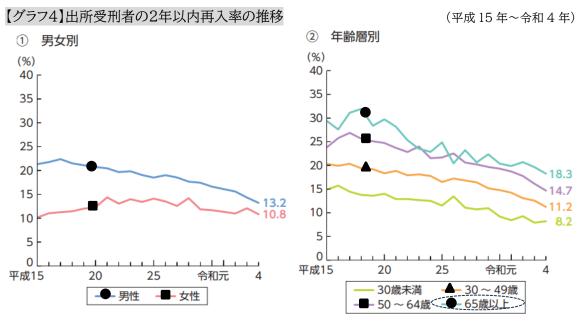
残念なことに再犯をした人の自宅を訪ねて荷物を片付ける機会が何度かあった。そこに 再犯の跡を見て息を呑むこともあれば、描いていた夢の跡を見ることもある。更生保護施 設の職員となってしか見えない世界があると実感する。

(2) 保健医療・福祉的支援の促進

① 高齢者または障害者等への支援

【現状】

- 出所後2年以内に刑務所に再び入所する割合は、全世代の中で 65 歳以上が最も高くなっています。【グラフ4】
- 東京都内・八王子市内三警察署ともに、70歳以上の全刑法犯再犯者のうち、窃盗 犯再犯者に占める割合は、約75%に及んでいます。
- 令和5年(2023年)の精神障害者等の刑法犯検挙者数は、全検挙者の 0.7%となっています。【グラフ5】



出典:令和6年版犯罪白書

【グラフ5】精神障害者等による刑法犯 検挙人員(罪種別)

(令和5年)

区 分	総数	殺人	強盗	放火	不同意性交等・ 不同意わいせつ	傷 害・ 暴 行	脅 迫	窃盗	詐 欺	その他
検挙人員総数(A)	183,269	808	1,601	576	5,679	45,207	3,254	85,535	9,761	30,848
精神障害者等(B)	1,286	48	18	65	30	422	73	232	34	364
精神障害者	1,021	36	15	52	22	339	62	174	23	298
精神障害の疑いのある者	265	12	3	13	8	83	11	58	11	66
B/A(%)	(0.7	5.9	1.1	11.3	0.5	0.9	2.2	0.3	0.3	1.2

注 1 警察庁の統計による。

出典:令和6年版犯罪白書

^{2 「}精神障害者等」は、「精神障害者」(統合失調症、精神作用物質による急性中毒若しくはその依存症、知的障害、精神病質又はその 他の精神疾患を有する者をいい、精神保健指定医の診断により医療及び保護の対象となる者に限る。)及び「精神障害の疑いのある者」 (精神保健福祉法23条の規定による都道府県知事への通報の対象となる者のうち、精神障害者以外の者)をいう。

【課題】

- 高齢者や知的障害・精神障害のある者等、福祉的支援を必要とする者をより的確に 把握していく必要があります。
- 福祉的支援が必要であるにもかかわらず、本人が希望しないことから支援を実施で きない場合があります。
- 支援充実に向け、刑事司法関係機関と地域の保健医療・福祉関係機関等の更なる連 携の強化が必要です。

【具体的な取組】

犯罪をした者等のうち、高齢者・障害者・生活困窮者等が、適切かつ円滑に保健医 療・福祉的支援を受けることができるよう、地域の関係機関・民間協力者と連携して 必要な支援を行います。

また、高齢者の再犯防止のため、孤独・孤立を防ぎ、高齢者が地域で豊かな心を持 ち暮らしていけるよう、活動の場を提供します。

【充実】重層的支援体制整備事業

複雑化・複合化した生活課題に対し、分野横断的に支援する体 制づくりを図ります。また、はちまるサポートの運営、多機関 協働、社会参加支援等により、様々な地域生活課題に取り組み ます。

福祉政策課

八王子市高齢者あんしん相談センター(地域包括支援センター)

高齢者あんしん相談センター(地域包括支援センター)におい て、高齢者やその家族の地域の身近な相談窓口として、介護・ 福祉・健康・医療など様々な面から総合的に支えます。

高齢者福祉課

八王子市高齢者活動コーディネートセンター

八王子市高齢者活動コーディネートセンター(八王子センター 元気) において、特技・技術を持つ者やボランティア活動に興|高齢者いきいき課 味のある人に登録してもらい、活動の場を提供していきます。

ふれあい・いきいきサロン活動支援

高齢者が地域で気軽に集まれる交流の場・仲間づくりの場とし て、高齢者サロンの活動を支援します。

高齢者いきいき課

障害福祉サービスの提供

障害のある者が、障害福祉サービスを利用したい時に、サービ スを利用するための計画(サービス等利用計画・障害児支援利 用計画)を作成します。サービス開始後は、定期的にサービス|障害者福祉課 の利用状況を確認(モニタリング)し、必要に応じてサービス 内容の調整や見直しを行います。

身体障害者相談員、知的障害者相談員

身体障害者相談員が、身体障害者の更生援護に関する相談・指 導・助言を行います。また、知的障害者相談員が知的障害者の 家庭における養育や生活等に関する相談・指導・助言を行いま す。

障害者福祉課

こころの健康相談

保健師や専門医による、こころの健康相談を行います。

保健対策課

【充実】にも包括

「にも包括(精神障害にも対応した地域包括ケアシステム)」 の構築をめざす一環として、依存症に関する講演会の開催や相 談事業の強化を行います。また、個別相談の中で家族会や自助 グループ、専門相談窓口の案内も行います。

保健対策課

生活困窮者自立支援

生活困窮者自立支援制度により、最低限度の生活を維持するこ とができなくなるおそれのある者への早期支援を包括的・継続 | 生活自立支援課 的に行い、その生活の自立を図ります。

生活の保護

生活保護制度により、最低限度の生活を保障し、その自立を支 援します。

生活福祉地区第一課 生活福祉地区第二課



八王子センター元気 活動の様子



高齢者サロン活動の様子

コラム5 身近な相談窓口「八王子まるごとサポートセンター」

(八王子市 福祉部福祉政策課)

八王子市では、令和3年度の社会福祉法改正にあわせ、"地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズ"に分野や立場を越えた連携で対応する「重層的支援体制整備事業」を開始し、地域が一体となって一人ひとりの暮らしを支える、包括的な支援体制づくりを進めています。

身近な福祉の相談窓口として市内13か所に設置する「八王子まるごとサポートセンター(愛称「はちまるサポート」といいます。)」を通じ、どこに相談すればよいかわからない日常生活の課題に対応するとともに、住民が地域の中で孤立しないよう、本人が過ごしやすい居場所の紹介やボランティア活動の案内など、社会参加へのつなぎを行っています。

▼はちまるサポート▼

重層的支援体制整備事業を推進する中心的な 機関として設置した福祉の総合相談窓口です。

各はちまるサポートにコミュニティソーシャルワーカーを配置し、年齢や内容を問わない相談対応を行うほか、再犯防止を含む様々な取組とも分野横断的に連携することで一人ひとりが安心して日常生活を過ごすお手伝いをします。



▼社会参加の場「はちまるファーム」▼



地域の中で孤立しないよう、背景に 関わらず自然なコミュニケーションが 生まれる場として「はちまるファーム」 を運営しています。

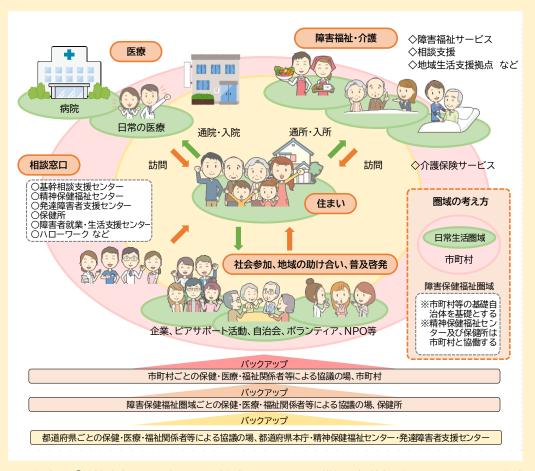
孤独・孤立状態にある方や人との関わりに自信がない方など、段階的な社会参加の一歩になる居場所として気軽に参加いただけます。

コラム6 にも包括(精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム)について

(八王子市 福祉部障害者福祉課・健康医療部保健対策課)

精神障害にも対応した地域包括ケアシステム(「にも包括」といいます。)

「にも包括」とはこれまで支援が届きにくかった精神障害「にも」様々な保 健福祉の手が届くことにより、精神障害の有無に関わらず、誰もが安心して自 分らしく暮らすことができる社会を実現するための取組です。



厚生労働省HP「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築支援情報ポータル」をもとに作成

市では、これまで保健師が精神科医等と共に対象者宅へ出向く「八王子市精神 障害者早期訪問支援事業」や、ピアサポーターが病院を訪問する等のピアサポー ト活動などに取り組んできました。

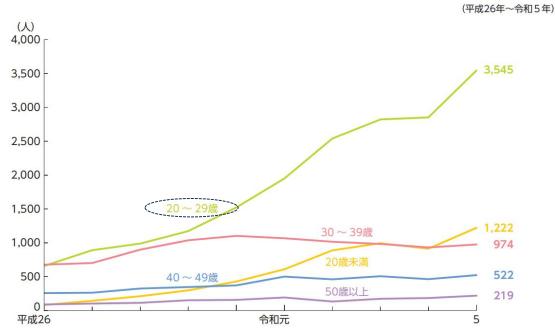
令和4年度(2022年度)には、市内精神科医療機関の精神保健福祉士等と、新たに「にも包括」ワーキンググループを立ち上げ、市には豊富な精神科医療機関や福祉事業所、支援可能な人材がいるね=「あるね」という気付きから、にも包括事業の愛称を「あるね八王子」とし、にも包括具体策の協議を進めています。

② 薬物依存の問題を抱える者への支援

【現状】

- 覚醒剤取締法違反により受刑した者の2年以内再入率は、平成27年出所者が19.2%であったところ、令和2年出所者は15.5%まで減少するなど、矯正施設等による改善更生に向けた指導、支援の成果が上がっています。
- 薬物事犯保護観察対象者のうち保健医療機関等で治療・支援を受けた者の割合は低調に推移しています。
- 大麻事犯の検挙人員は 20~29 歳未満の者が最も高く、若年層を中心とした大麻の 乱用が拡大しています。【グラフ6】

【グラフ6】大麻取締法違反等 検挙人員の推移(年齢層別)



- 注 1 警察庁刑事局の資料による。
 - 2 犯行時の年齢による。
 - 3 大麻に係る麻薬特例法違反の検挙人員を含み、警察が検挙した人員に限る。
 - 4 大麻リキッドに係る検挙人員を含む。

出典:令和6年版犯罪白書

【課題】

- 薬物事犯者は、犯罪をした者であると同時に、薬物依存症の患者である場合もあるため、再犯を防止するためには、薬物依存の問題を抱える者等への相談支援や治療等に携わる人材・機関の更なる充実を図るとともに、各関係機関が息の長い支援を実施できるよう、連携体制を更に強化していく必要があります。
- 増加する大麻事犯者の再犯の防止等に向けた取組を迅速に進めていく必要があります。

【具体的な取組】

犯罪をした者等のうち、薬物依存者等が適切かつ円滑に保健医療・福祉的支援を受けることができるよう、地域の関係機関・民間協力者と連携して立ち直りに必要な支援を行います。

また、大麻使用を未然に防止するため、小中学校などで薬物に関する正しい知識を 習得できる機会を作ります。

こころの健康相談

再掲 45 ページ参照

保健対策課

薬物依存症の理解促進

東京保護観察所立川支部や八王子ダルクと連携し、個別のケースを支援します。また、八王子ダルクと共催で教育委員会や保健所保健師に向けた講演会を実施します。

保健対策課 防犯課

相談窓口の周知

薬物依存症から回復するために、当事者やその家族が適切な治療や支援を受けることができるよう、多摩総合精神保健福祉センターなどの相談窓口の広報・周知をします。

保健対策課 防犯課

【充実】多摩少年院等の矯正職員による特別授業

多摩少年院等の矯正職員が、児童・生徒に薬物乱用防止に関す る授業を行います。 防犯課 教育指導課

小中学校における薬物乱用防止啓発活動

薬物乱用防止推進サポーターが、小中学校への啓発や、各種イベントでの啓発活動を行います。

生活衛生課

大学等における薬物乱用防止の啓発活動

高校・大学等において薬物乱用防止教育を行い、啓発及び指導 を実施します。 防犯課 生活衛生課 保健対策課 青少年若者課 学園都市文化課

コラム7 薬物問題においての一次・二次・三次予防 ~ダルクにできる事~

(特定非営利活動法人八王子ダルク 代表理事 加藤 隆)

薬物乱用・依存への予防対策として段階的に三つの側面があります。一次予防は、「ダメゼッタイ」運動のように青少年をはじめ国民の薬物乱用を未然に防ぐこと。二次予防は、薬物乱用者に対する適切な治療と効果的な社会復帰支援によって再乱用を防止すること(早期発見・早期治療)。三次予防は、完治することがないといわれる薬物依存症者が社会の中で回復し続けていくのを積極的に支援すること。このうち、主に二次予防・三次予防における依存症者の居場所として、彼らが共に支え合い、社会とつながり「今日一日」薬物を使用しない生き方を実践する場をダルクが提供しています。

ダルクは薬物依存症の民間リハビリ施設であり、薬物依存症当事者によって 1985 年 に開設されました。現在、全国に約 90 のダルクがあり、プログラム内容はそれぞれの施設が独自に取り決めていますが、基本的には毎日グループミーティングを行って思いを分かち合い、生活リズムを整えながら、依存症からの回復に向かう人たちの居場所となっています。

八王子ダルクは 2011 年に開設し、入所型施設(ダルクホーム、市内 3 か所) と日中活動型施設を運営しています。入所施設では集団生活を送ります。依存症からの 回復は、規則正しい生活を身につけることから始まり、炊事洗濯等身の回りのことは自分 でできるようになることが第一歩となります。集団生活で起こる問題は、ルール厳守や個人 に対する責任の追及ではなく、自分達で「何ができるのか」「どんなルールや役割が必要な のか」を話し合って解決し、そのプロセスを経て責任感や仲間同士の相互支援の意識を高 めていきます。

通所(デイケア)施設は障害者総合支援法における生活訓練事業所として運営しています。ここには入所中の利用者の他に自宅などから通う利用者がいます。プログラムの柱は「ダルクミーティング」と呼ばれ「言いっぱなし、聞きっぱなし」のグループセラピーで、討論はしません。大切なのは他者の話に耳を傾け、正直に自分の話をすることです。誰にも依存症のことなどを話せなかった人が、繰り返し他者の話に耳を傾けるうちに「私も同じだ」と共通点に気づき、やがて心を開き自分の正直な話ができるようになる。もし「薬物を使いたい」と正直に話しても責められることはない。そこには同じ問題を抱え「今日一日」で薬物抜きの人生を歩んでいる仲間が居るだけ、「自分はひとりじゃない」ことを空気として感じられるのがダルクです。その他にも、スポーツ、農業、地域のボランティア、様々なプログラムを行っていますが、何かひとつでも「仲間とやると楽しい」と感じられるプログラムに出会えれば、更に回復が一歩前進します。

そうやって社会の中で回復し続けることがメッセージになり、薬物をやめられなくて苦しんでいる薬物依存症者にそれが届き、勇気を出して治療の場に一歩踏み出す契機となります。

一次予防で使われている「ダメゼッタイ」の語源は「人生にイエスと言い、薬物にはノーと 言おう」と聞いています。薬物の危険性だけを強調するのではなく、相談すること、人と繋 がること、自分や友達を大切にすることで人は成長し、自分の人生に薬物は必要ないと いう自覚が生まれ、そうなったときにはじめて「薬物にはノー」を選択できるというメッセージを伝えていくことが大切ではないでしょうか。

世間から見れば薬物使用は合法・非合法に限らず犯罪・非行であり、不道徳であり、 病気であり、いずれにしてもマイナスイメージを免れることはできません。しかし同時に、 薬物依存症者もまたひとりの人間です。薬物を使用してしまった人を排除するのではな く、やり直しや回復を見守れる社会になることを願っています。微力ながらダルクがその 支援の輪の一端を担うことができれば幸いです。

(3) 非行の防止・学校と連携した修学支援

【現状】

- 日本の高等学校進学率は 98.8%です。しかし、その一方で、少年院入院者の 24.4%は高等学校に進学していません。さらに、入所受刑者の 33.8%が、中学校 卒業後に高等学校に進学していない状況です。
- 非行等を原因として、高等学校を中退する者も多く、少年院入院者の約4割が高等 学校を中退している状況です。【グラフ7】

【グラフ7】少年院入院者の教育程度別構成比(男女別)



- 注 1 少年矯正統計年報による。
 - 2 教育程度は、非行時における最終学歴又は就学状況である。
 - 3 「その他」は、高等専門学校在学・中退、大学(短期大学を含む。)在学・中退、専修学校在学・中退・卒業である。
 - 4 () 内は、実人員である。

【出典】令和6年版犯罪白書

【課題】

- 非行が就学からの離脱を助長し、復学を妨げる要因となっていることを踏まえ、学校や地域における、非行の未然防止に向けたさらなる取組が求められています。
- 犯罪をした者等の継続した学びや進学・復学のための支援が必要です。

【具体的な取組】

犯罪をした者等に対する継続した学びや進学・復学のための相談を充実させるとと もに、非行を未然に防止するための取組を行います。

教育相談

児童・生徒などの様々な悩みについて相談を受け付け、きめ細かく相談にあたります。また、必要に応じて、医療や福祉等の専門機関を紹介します。

教育指導課

八王子市若者総合相談センター

進路や人間関係などに関する悩みや不安から、「こんなことを やってみたい」といった関心事まで、幅広く若者の思いを受け 止め、一歩を踏み出すきっかけや、やりたいことのヒントが得 られるよう、若者一人ひとりに寄り添った支援や情報を提供し ます。

青少年若者課

家庭における教育力向上のための支援

保護者が子どもに基本的な生活習慣や、社会的マナー等を身に 付けさせる参考となるよう、家庭教育支援講座の開催・家庭教 育啓発リーフレット等を配布します。保護者に対して支援する│学習支援課 ことで、家庭での道徳教育を促し、非行の未然防止を図るなど 家庭における教育力の向上を目指します。

八王子市青少年問題協議会

青少年の指導・育成・保護・矯正に関する総合的施策について 協議するとともに、関係機関相互の連絡調整を図ります。

青少年若者課

【充実】セーフティ教室

警察署や矯正施設職員などにより、児童・生徒の健全育成のた めの授業や、保護者・教員のための非行防止等の講演・相談を 行います。

教育指導課

【充実】大学等における非行・被害防止啓発活動

警察署や矯正施設職員などにより、高校や大学等で若者が犯罪 に加担しない、被害に遭わないための啓発活動を行います。

防犯課 青少年若者課 学園都市文化課

はちおうじキッズパトロール隊防犯教室

市内の児童生徒が防犯活動の重要性を認識するため、青色回転 灯付き安全パトロールカーで特殊詐欺被害防止に向けた啓発 を行います。

防犯課

八王子BBS会との連携強化

啓発活動など、非行防止活動を連携し取り組みます。

防犯課

【充実】多摩少年院等の矯正職員による特別授業

再掲 49 ページ参照

防犯課 教育指導課

コラム8 "同じ目の高さで"困難を抱える少年たちに寄り添い、立ち直りを支える

(八王子BBS会)

BBS運動とは、Big Brothers and Sisters Movement の略称で、子ども・若者が非行に陥っても立ち直ることができ、生きづらさを抱えながらも安全で安心して生きていける明るい社会を築こうとする、青年が先導する全国的な運動です。全国に約450のBBS会があり、それぞれが地域に根差した活動を展開しています。八王子BBS会もそのうちの一つで、1972年に発足しました。

BBS運動を特色づけてきた「ともだち活動」は、保護観察所や市内の小中学校等からの依頼に基づき、対象者とBBS会員が One to One を原則として一定期間継続して行います。 兄や姉のような立場から、同じ目の高さに立って少年たちの話し相手・相談相手となり、学習支援などを行いながら、彼らの成長や悩みの解消を手助けします。

また、保護観察所が実施する社会貢献活動に参加し、少年たちと共に社会や誰かの役に立つ経験を分かち合ったり、更生保護施設の少年たちとレクリエーションなどを行って楽しい時間を共有したりしています。非行防止活動としては、"社会を明るくする運動"八王子市実施委員会の一員として、毎年、駅頭一斉広報クリーン活動や各種イベントに参加協力しています。その他にも、児童相談所での学習支援活動や、BBS活動に取り組む上で必要となる心構え、知識や技術の習得と向上に努める自己研さん活動も実施しています。

さらに、当会では毎年二つの主催事業を行っています。一つ目の「さがしてクッキング in 八王子」では、少年・保護司・保護観察官・BBSがグループに分かれ、社会貢献活動で育て た野菜を用いて創作料理を作ります。食材を大切にする心や日々食事を作ってくれる人たち への感謝の気持ちが芽生えることが期待されます。二つ目の「親子ふれあい工作教室~凧づくり・凧あげ~」は、子どもの健全育成や広い意味での非行防止を目的としたイベントです。 親子での凧作り・凧あげを通して親子関係の促進や地域の連帯に貢献しています。

今後も、関係機関・団体との連携を強化しながら、少年たちの立ち直りや再チャレンジを支 えていけるよう邁進してまいります。



親子ふれあい工作教室 ~凧づくり・凧あげ~の様子

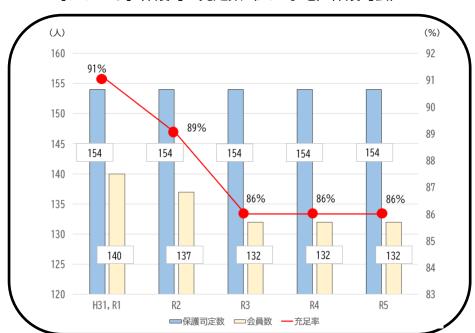


さがしてクッキング in 八王子の様子

(4) 民間協力者等の活動の促進

【現状】

- 再犯の防止等に関する施策の実施は、保護司会、更生保護女性会、BBS会等の更生保護ボランティアのほか、篤志面接委員、教誨師、少年警察ボランティアなど、多くの民間協力者により支えられています。
- 更生保護法人を始めとする様々な民間協力者による、犯罪をした者等の社会復帰に向けた自発的な支援活動も行われており、こうした活動により、地域社会における息の長い支援が少しずつ形作られてきています。
- 保護司の高齢化、更生保護ボランティアの減少、地域社会の人間関係の希薄化等により、従前のような活動が難しくなっています。



【グラフ8】保護司の充足数(八王子地区保護司会)

出典:東京保護観察所

【課題】

- 民間協力者による再犯の防止等に関する活動について十分に認知されているとはいえない状況です。
- 民間協力者の活動促進のための支援や協力体制の強化が必要です。
- 八王子地区保護司会では、保護司適任者の確保に向けて積極的に取り組み、退任保護司を補うことができているものの、保護司数は定数を下回る状況が続いています。 【グラフ8】
- 市では、地域社会における息の長い支援を継続して実施していくため、保護司をはじめと する民間協力者の確保や活動場所等の環境整備に関する支援が必要です。

【具体的な取組】

更生保護ボランティアの人材確保

八王子地区保護司会・八王子地区更生保護女性会・八王子市更 生保護協力事業主会・八王子BBS会などの更生保護ボランティアの人材確保を支援します。

防犯課

【充実】保護司活動の支援

更生保護サポートセンターの活動及び面接場所の確保に努め、 八王子地区保護司会が更生保護活動を円滑に行えるよう、支援 します。

防犯課

【充実】更生保護ボランティア等の活動紹介

市ホームページに再犯防止に関するページを設け、八王子地区 保護司会・八王子地区更生保護女性会・八王子市更生保護協力 事業主会・八王子BBS会など、更生保護に関わる民間協力者 等の活動を紹介し、市民の理解を促します。

防犯課

【充実】社会を明るくする運動の推進

保護司会をはじめとする諸団体が協力・連携し、街頭広報やポスター掲出、啓発イベント等を実施し、更生保護活動について、幅広い層への理解促進に繋げます。

防犯課

(活動の詳細は、67ページのコラムをご参照ください)

南多摩保護観察協会への支援

南多摩保護観察協会に負担金を交付し、八王子保護区内における保護司活動を支援します。(更生保護女性会・更生保護協力事業主会・BBS会の活動支援を含む。)

防犯課

【充実】民間協力者等との連携強化

再掲 35 ページ参照

防犯課 関連所管

コラム9 「生きづらさを生きていくこと」への一助になることを願って

(八王子地区更生保護女性会 会長 森﨑 陽子)

八王子地区には2つの更生保護施設があります。自愛会と紫翠苑です。自愛会は男性用の施設であり、紫翠苑は女性用となっています。私たち八王子地区更生保護女性会(以後更女と略します)は主にこの2つの施設への援助や手助けをすることが大きな活動の中心となっています。とは申しましても私たちができることはほんの小さなことです。

思えば図らずもこれらの施設にお世話になる方々には温かな家庭に恵まれないという共通の生育環境が多いように見受けられます。そのような彼らに対して更女では何ができるのだろうか、どんな立ち直りや人生をゼロからやり直すお手伝い、力付けができるのだろうかと考えました。私たちは女性であり、普通の主婦にすぎません。それはもしかすると彼らにとっては母親やおばあさんのような存在になれるのでは…との思いから温かなお食事やおふくろの味、家庭を思い出せるような、さらには郷愁を感じるようなお料理の提供をすることにしました。それこそが私たちが持つ強みを最も生かせる活動ではないかと思っております。自愛会にはお食事の提供、紫翠苑ではそこに身を置いている女の子や女性とともにお料理を一緒に作っております。そんな機会を通して人と触れ合うことの楽しさやそこから得られる人の温かさを感じてほしいと思っています。

自愛会には年に4回(6月、9月、11月、3月)に夕食を作りに行っています。できる限り家庭を感じることができる味を、おふくろの味を思い出せるような献立を、そして日ごろ遠ざかっているであろう少し贅沢感のあるお料理をと心がけているつもりです。そんな私たちに「おいしいです」、「田舎の母を思い出します」と声をかけてくださるのがわたしたちには「これでよかったのだ」という自信と大きな励みになっています。

紫翠苑では8月と12月を除く年10回「ふれあいクッキング」と銘打って苑生と一緒に彼ら が希望したお料理を作るという活動をしています。中にはとてもお料理の得意な、腕のいい 苑生がいたり、また逆に初めて包丁を持つという苑生がいたりですが、いつもとても楽しく、 和やかに調理をしています。出来上がったお料理はことさらおいしく、彼らにとっても幸せな ひとときになっているであろうと自負しています。

こんな形での活動を何年も続けていますが、「自分を温かい目で見守り、いつも応援して くれている誰かが確実にいる」との気持ちを持つことで、もう一度やり直そうと新たな一歩を 踏み出すきっかけになることを願っています。人生を積極的に生きていこうとすることこそが 再犯の防止につながるのではないでしょうか。これらの活動は本当に小さなものですが、そ の積み重ねがやがて大きな力になる可能性があるのを信じてやみません。更女会員の減少 や高齢化という課題などがありますけれどもこれからも続けていきたいと思っています。



ふれあいクッキングの様子



ふれあいクッキングで作った食事

2 犯罪の発生を未然に防止するために

市民生活の安全・安心を確保するため、地域・警察・関係団体と連携して、地域の 防犯力を活かした犯罪の未然防止に取り組みます。

また、未来を担う子どもたちの健全育成を図るためには、非行の未然防止や早期対応を充実させるとともに、再犯防止に向けた取組についても理解を促していくことが重要です。特に、犯罪を繰り返しやすい傾向にある窃盗や薬物乱用防止について、子どもの頃から計画的に教育することで、初犯を防ぐとともに将来にわたる再犯を防止します。

(1)安全で安心なまちづくりへの取組

【現状】

- 平成 12 年 (2000 年) 以降、八王子市の刑法犯認知件数は減少傾向にあり、令和 5 年 (2023 年) には 3,197 件とピーク時 (平成 12 年) の 3 割程度まで減少しています。
- 八王子市内のオレオレ詐欺などの特殊詐欺被害は、令和6年(2024年)には、認 知件数104件、約2億5,400万円の被害が出ています。

【課題】

- 犯罪を防止するため、地域・警察・関係団体と連携して継続した防犯対策が求められます。
- 犯罪や非行をした人が抱える生きづらさ等の課題について、地域社会で理解を深めていくための取組が求められます。

【具体的な取組】

市民生活の安全・安心を確保するため、青色回転灯付安全パトロールカー(通称「青パト」)による防犯パトロールや、八王子駅周辺での迷惑行為の規制や、生活安全パトロールを実施するほか、町会・自治会による防犯活動を支援し、地域防犯力の強化を図ります。

また、高齢者を狙った特殊詐欺対策として、市・市内警察署での自動通話録音機の 無償貸与や注意喚起を行うなど、八王子市が地域・八王子市内三警察署・防犯協会・ 母の会等と連携して犯罪の抑止に努めます。

さらに、町会・自治会や学校と連携し、再犯防止に関する出前講座や特別授業を実施します。

青色回転灯付安全パトロールカーによるパトロール	
青色回転灯付安全パトロールカーにより、市内全域をパトロー	防犯課
ルします。	1970日本

客引き行為・つきまとい行為防止パトロール

JR八王子駅前の飲食店などの客引き行為や、つきまとい行為 等を防止するためのパトロールを行います。

防犯課

メール配信サービス

不審者情報や防犯に役立つ情報を、随時メール配信します(要 登録)。

防犯課

町会自治会防犯カメラ設置・維持管理への支援

町会・自治会に対して、防犯カメラの設置経費や維持管理経費 を補助します。

防犯課

【充実】はちおうじ出前講座

地域の理解を深めるため、町会・自治会等を対象に更生保護や 再犯防止についての講座を行います。

防犯課

地域防犯リーダー養成講習会

防犯パトロール活動を、より活発かつ効果的に実施できるよ う、町会・自治会向けに防犯リーダー養成講習会を開催し、防 | 防犯課 犯パトロール要領についての講義と実習を実施します。

自動通話録音機の無償貸与

オレオレ詐欺などの特殊詐欺を防止するため、電話をかけてき た相手に対し音声で警告する機器(自動通話録音機)を無償で 貸与します。

防犯課



はちおうじ出前講座の様子



地域防犯リーダー養成講習会の様子

(2) 豊かな心を育むための取組

【現状】

- 乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われ、その後の生き方を大きく左右 するきわめて重要な時期であり、質の高い保育・教育が着目されています。
- インターネットやSNSを介したトラブルや犯罪に巻き込まれる子どもが増えてい ます。

【課題】

- 乳幼児期からの子どもの健やかな発達を支援していくため、教育・保育の更なる質 の向上が求められています。
- 子どもが自ら身を守るとともに、生涯を通じて望ましい生活習慣を実践していくた め、メディアリテラシー・薬物・飲酒・喫煙に関する正しい知識を習得することが 必要です。
- 道徳教育により、人間としての持つべき規範意識・公共の精神・自他の生命尊重・ 自己肯定感など、豊かな心を育成することが求められています。

【具体的な取組】

乳幼児期からの切れ目のない支援を充実させることで、豊かな心を育むとともに、 道徳の授業や、専門職による特別授業等を通して、人間性豊かに成長していくための 支援を行います。

はちおうじっ子マイファイル事業

「はちおうじっ子マイファイル」事業の取組の中で、乳 幼児期から若者期までの成長を切れ目なくサポートし ます。

また、保育園・幼稚園等において、発達に特性のある児 童に対する巡回発達相談を行い、終了時に成長を記録す る手帳(あかちゃん訪問時に配布する乳幼児手帳)に貼 付できる記録用シールを配布します。それをマイファイ ルに収めてもらうよう、保護者に通知し、幼児期から学 童期へ切れ目なくサポートできるよう取り組みます。

こども家庭センター 子どもの教育・保育推進課 教育指導課 青少年若者課 障害者福祉課

八王子版ネウボラ

母子保健と児童福祉が一体的に妊娠期から子育て期に わたるまでの包括的な切れ目ない支援(八王子版ネウボ│こども家庭センター ラ)を推進します。

道徳教育

「特別の教科 道徳」の時間において「考え、議論する」道徳 教育の充実を図ります。また、道徳授業地区公開講座により、 保護者や地域と連携した道徳教育を推進します。

教育指導課

【充実】多摩少年院等の矯正職員による特別授業	
再掲 49 ページ参照	防犯課
	教育指導課

小中学校における薬物乱用防止啓発活動	
再掲 49 ページ参照	生活衛生課

【充実】セーフティ教室	
再掲 53 ページ参照	教育指導課

はちおうじキッズパトロール隊防犯教室	
再掲 53 ページ参照	防犯課



多摩少年院法務教官による特別授業の様子



薬物乱用防止推進サポーター活動の様子

3 連携体制及び広報・啓発活動の推進

再犯防止に関する施策を進めていくためには、関係機関や団体との連携強化が必要です。また、再犯防止に関する活動について、市民に広報・啓発を行います。

(1) 国等の関連機関・団体との連携強化

【現状】

- 国においては、犯罪をした者等の抱えている課題の解消に向けて、各種の社会復帰支援のための取組を実施してきたところです。しかし、その範囲は、原則として、刑事司法手続の中に限られるため、刑事司法手続を離れた者に対する支援は、地方公共団体が主体となって一般市民を対象に提供している各種サービスを通じて行われることが想定されています。
- 国 第二次計画において、国と地方公共団体は、それぞれの役割分担を明確にし、 相互に連携しながら再犯の防止等に向けた取組を推進します。

【参考:国 第二次再犯防止推進計画】

(国と地方公共団体の役割)

① 国の役割

各機関の所管及び権限に応じ、刑事司法手続の枠組みにおいて、犯罪をした者等に対し、それぞれが抱える課題を踏まえた必要な指導・支援を実施する。また、再犯の防止等に関する専門的知識を活用し、刑執行終了者等からの相談に応じるほか、地域住民や、地方公共団体を始めとする関係機関等からの相談に応じて必要な情報の提供、助言等を行うなどして、地域における関係機関等による支援ネットワークの構築を推進する。加えて、再犯の防止等に関する施策を総合的に立案・実施する立場として、地方公共団体や民間協力者等に対する財政面を含めた必要な支援を行う。

② 都道府県の役割

広域自治体として、域内の市区町村の実情を踏まえ、各市区町村で再犯の防止等に関する取組が円滑に行われるよう、市区町村に対する必要な支援や域内のネットワークの構築に努めるとともに、犯罪をした者等に対する支援のうち、市区町村が単独で実施することが困難と考えられる就労に向けた支援や配慮を要する者への住居の確保支援、罪種・特性に応じた専門的な支援などについて、地域の実情に応じた実施に努める。

③ 市区町村の役割

保健医療・福祉等の各種行政サービスを必要とする犯罪をした者等、とりわけこれらのサービスへのアクセスが困難である者や複合的な課題を抱える者が、地域住民の一員として地域で安定して生活できるよう、<u>地域住民に最も身近な基礎自治体として、適切にサービスを提供するよう努める。また、立ち直りを決意した人を受け入れていくこと</u>ができる地域社会づくりを担うことが期待されている。

【課題】

- 地方公共団体においては、犯罪をした者等が抱える様々な課題を踏まえた上で支援 を行うノウハウや知見が十分でない状況です。
- 支援を必要としている対象者に関する情報の収集が容易でないことなどがあるため、再犯防止に関する施策を進めていくには、関係機関や団体との連携強化が必要です。

【具体的な取組】

八王子市再犯防止推進会議の開催

八王子市再犯防止推進計画を着実に推進していくため、国・民間協力者等と市をつなぐネットワークを構築し、計画の取組等について、意見聴取及び意見交換を行います。

防犯課

関係会議への参加

国、都、及び協力団体を含む関係機関等との連携を強化するため、東京都再犯防止推進協議会や矯正施設所在自治体会議等に参加し、情報交換、調査研究等を行うことで、総合的かつ効果的な再犯防止施策を推進します。

防犯課

【充実】市内矯正施設(多摩少年院)への協力

市内矯正施設(多摩少年院)が行う啓発事業や、在院者の施設 外プログラム等に協力します。

防犯課 青少年若者課

国・東京都の関係機関との連携

東京保護観察所立川支部・東京地方検察庁社会復帰支援室分室 などの国の関連機関及び東京都の関連機関と連携しながら、犯 罪をした者等の円滑な社会復帰を促進します。

防犯課 生活自立支援課 関連所管

市内大学等との連携

市内大学等と連携し、学生の再犯防止に関するボランティア活動等への参加を促進します。

防犯課 学園都市文化課

【充実】再犯防止に向けた庁内横断的な体制整備

再掲 36 ページ参照

防犯課

矯正施設との連携強化	
再掲 35 ページ参照	防犯課 関連所管

【充実】セーフティ教室	
再掲 53 ページ参照	教育指導課

【充実】多摩少年院等の矯正職員による特別授業	
再掲 49 ページ参照	防犯課 教育指導課



少年院在院者による市営霊園での花壇整備



八王子市再犯防止推進会議の様子

(多摩少年院 教育調査官 田中 正博)

多摩少年院では主に東京都はもとより関東近県の10県から家庭裁判所の決定により保護処分として送致された少年(おおむね16歳5月以上の男子少年及び第5種少年院送致決定を受けた男子少年)を収容しています。

ここ数年減少傾向にあった在院者はコロナの終息と時期を合わせ、増加に転じています。 更に発達上の課題を有する在院者も増加傾向にあることから、その特性に応じた効果的な指 導が可能となるよう、少年非行の動向も踏まえ個々の在院者の特性に応じた矯正教育の実践 に取り組んでいます。

また、就労、福祉の各専門官等も加わってチームを作り在院者の支援ニーズを的確に把握するとともに、ハローワーク、職親プロジェクト、就労支援授業者機構等にも御協力いただき、在院中に就職先を決定できるよう努めています。併せて、NPO 法人と連携し、出院後の就労支援や居場所作りを支援してもらう等出院後の環境を整えています。

さらに、進学希望者がいれば院外における支援として、大学入学共通テストを受験させたり、希望する者は通信制高校に編入させたりするなど、高等学校教育機会の提供に係る取組を更に充実させています。

八王子市再犯防止推進計画に基づいて、八王子市と当院は再犯防止活動に取り組んでいます。令和6年7月には、「社会を明るくする運動」(ふれあいスポレクフェスタ)に参加し、当院の在院者が栽培収穫した野菜の販売等を通して、地域の皆様にも理解を深めていただきました。地域の支援ネットワークの構築を進めることで、再犯防止にも地方創生にも資する取り組みを一層推進しているところであります。

加えて、八王子市の防犯・防災フェアに参加したり、八王子市内の中学校において当院の法 務教官による非行防止の特別授業を実施したりするなどの活動も行っており、今後も施設の 内外において再犯防止施策の推進を実践していきたいと考えています。



多摩少年院の外観



防犯防災フェアでの啓発の様子

(2) 広報・啓発活動の推進

【現状】

毎年7月の「社会を明るくする運動」の強調月間、「再犯防止啓発月間」に再犯の 防止等に関する広報・啓発活動などを実施し、再犯防止について市民の関心と理解 を深めるよう努めています。

【課題】

再犯防止に関する施策は、市民にとって必ずしも身近でないため、市民の関心と 理解を得にくい状況です。

【具体的な取組】

再犯防止や更生保護に関する市民の関心と理解を深めるため、様々な方法により、 広報・啓発活動を行っていきます。

【充実】国、都、民間協力者等と連携した情	報発信
国や都、民間協力者等と連携し、再犯防止の	取組について、防犯課
SNS等を活用して効果的な情報発信をしま	す。

【充実】再犯の防止等に関する広報・啓発活動の推進	
再犯防止の取組を周知するため、市内のキャンペーン等に参画	
し、犯罪をした者等の更生について理解を深める取組を推進し	防犯課
ます。	

【充実】市内矯正施設(多摩少年院)の啓発活動への協力	
国又は市内矯正施設(多摩少年院)が行う同施設の理解促進の	防犯課
ための啓発活動に協力します。	青少年若者課

【充実】更生保護ボランティア等の活動紹介	
再掲 56 ページ参照	防犯課

【充実】社会を明るくする運動の推進	
再掲 56 ページ参照	防犯課

コラム 11 八王子市の社会を明るくする運動について

社会を明るくする運動八王子市実施委員会

社会を明るくする運動は、犯罪や非行のない安全で安心な地域社会を築くための全国的な運動で、今年で第74回目を迎えました。昭和24年(1949年)7月1日、戦後の荒廃した中、かねてから街に溢れた子どもたちの将来を危惧した東京・銀座の有志が非行少年の立ち直り支援活動「銀座フェアー」を開催したことが、本運動のはじまりです。

時代は流れ、少子化や核家族化、国際化など子どもたちを取り巻く環境は大きく変化してきました。現代では、インターネットや SNS の普及など急速な情報化を受け、人間関係や地域における「つながり」の希薄化に伴う社会的孤立が深刻さを増しており、「生きづらさ」を抱える少年たちが犯罪や非行に走ってしまうことも少なくありません。再び罪を繰り返さないためには、個々に応じた支援するとともに、立ち直りを支える地域社会を築いていくことが必要です。

本実施委員会では、保護司会をはじめとする更生保護団体や関係機関の方々が協力し、犯罪や非行のない明るい地域社会の実現に向けて活動しています。

例年 7 月の本運動の強調月間では、JR 八王子駅を中心に駅頭一斉広報活動を実施しています。令和6年度(2024 年度)は市内の小中学生やサッカーJ1リーグの FC 東京など、さまざまな立場の方々が協力して啓発や清掃活動を行いました。

また、子育て世代と関係団体の方々が交流できる「ふれあいスポレクフェスタ」では、スポーツやレクリエーションを通して、親子で楽しみながら、更生保護や再犯防止について理解を深められるとともに、さまざまな団体同士が繋がることができるイベントになりました。

本実施委員会では、これからも「つながり」を大切に、様々な立場の方々と連携した取組を展開し、犯罪や非行のない安全安心な社会に向けて取り組んでまいります。



駅頭広報活動(JR 八王子駅)の集合写真



ふれあいスポレクフェスタの様子

第5章 計画の推進体制等

第5章 計画の推進体制

1 八王子市再犯防止推進会議について

計画を着実に推進するため、刑事司法関係機関や更生支援に取り組む民間団体等で構成される「八王子市再犯防止推進会議」を定期的に開催し、計画の進捗を図っています。

推進会議の役割

- ・ 計画の進捗状況の把握と課題の共有
- ・ 国・民間協力者等と八王子市をつなぐネットワーク (顔の見える関係づくり・意見交換の場)

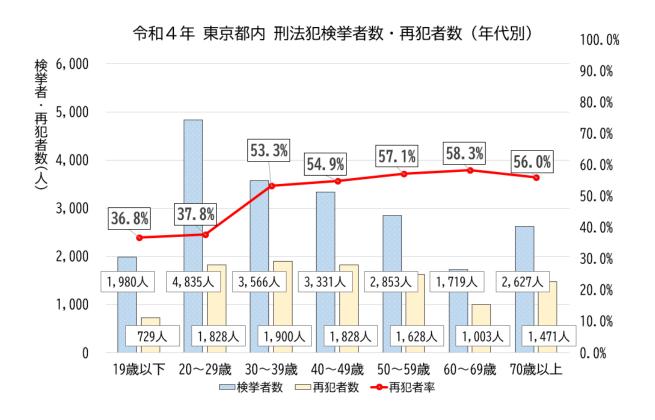


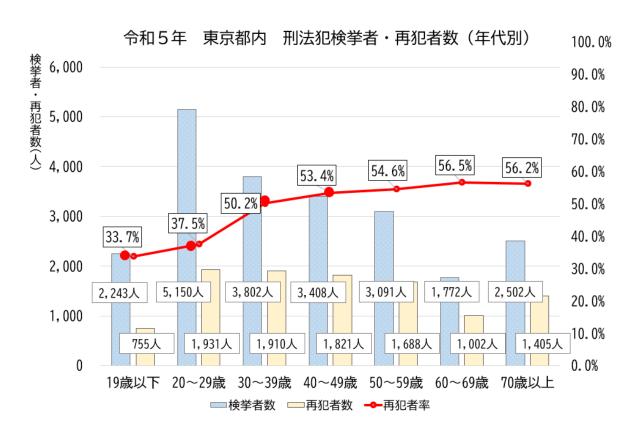
防犯課・青少年若者課・福祉政策課・生活自立支援課 ・保健対策課・住宅政策課・教育指導課

参考資料

資料1 統計資料

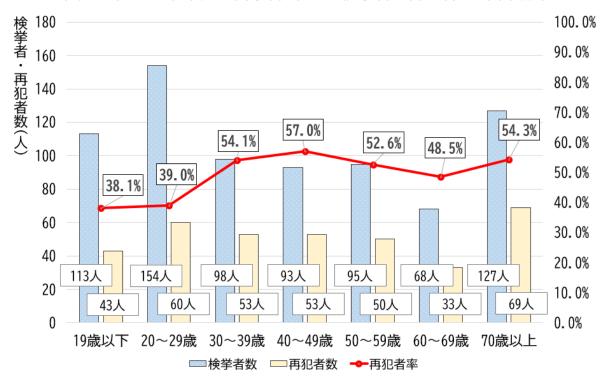
(東京都)

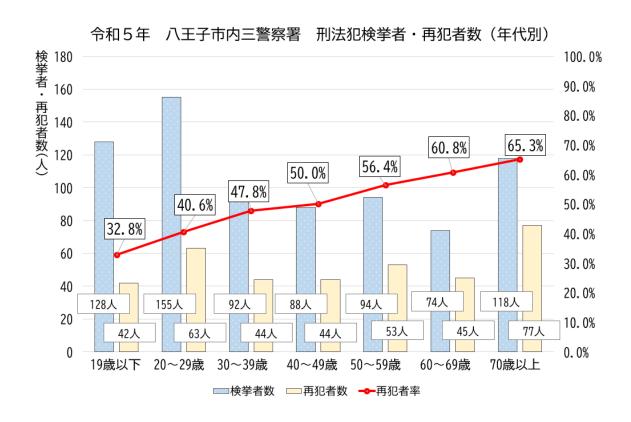




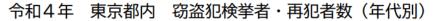
(八王子市)

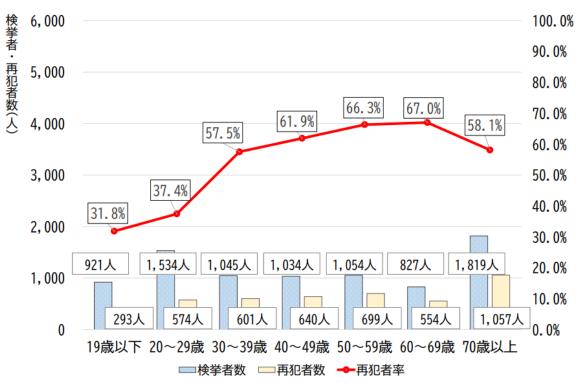
令和4年 八王子市内三警察署 刑法犯検挙者・再犯者数(年代別)

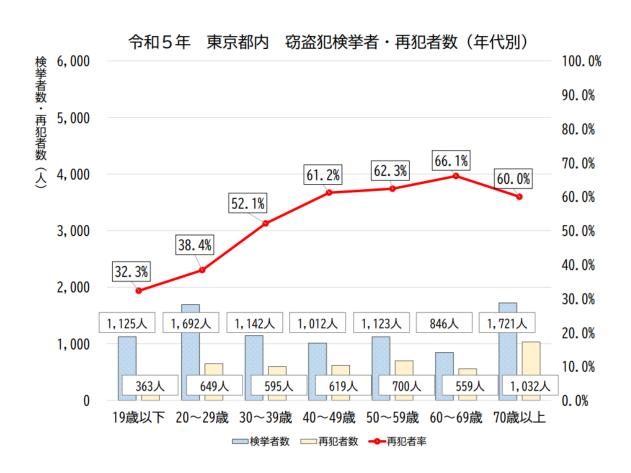




(東京都)

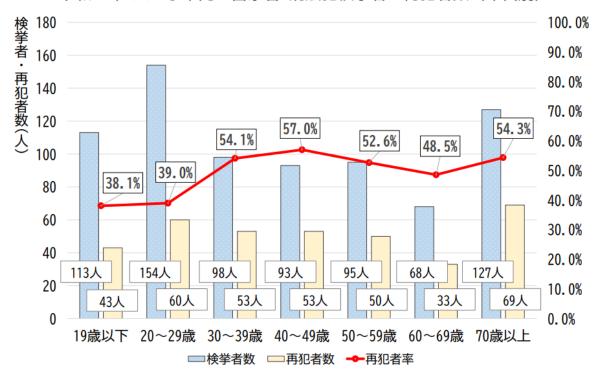


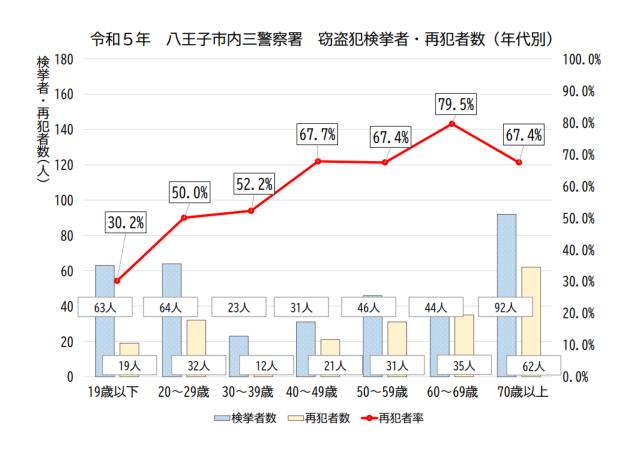




(八王子市)

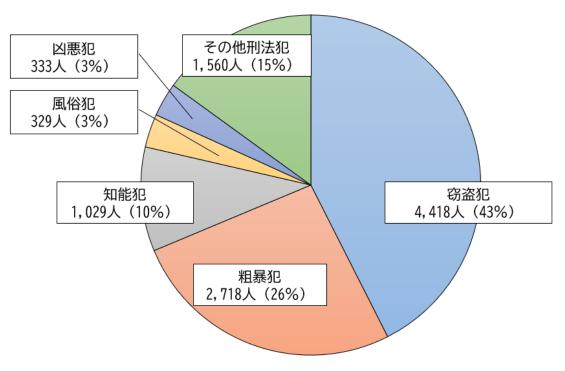
令和4年 八王子市内三警察署 刑法犯検挙者・再犯者数(年代別)





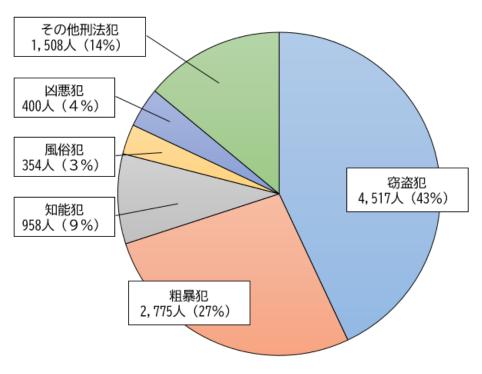
(東京都)

令和4年 東京都内刑法犯 再犯者数 (罪種別)



□窃盗犯 □粗暴犯 □知能犯 □風俗犯 □凶悪犯 □その他刑法犯

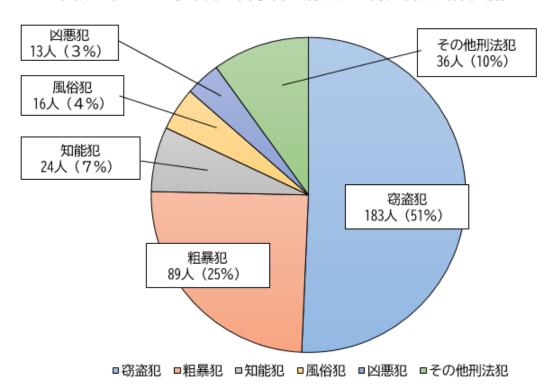
令和5年 東京都内 刑法犯 再犯者数 (罪種別)



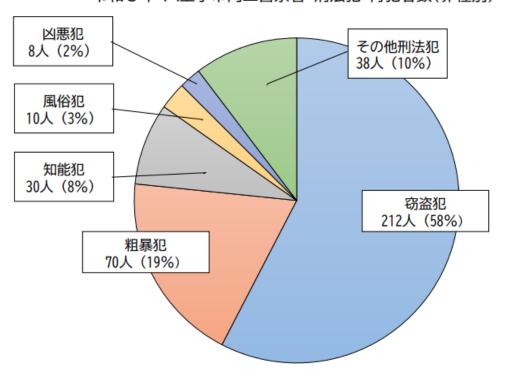
□窃盗犯 □粗暴犯 □知能犯 □風俗犯 □凶悪犯 □その他刑法犯

(八王子市)

令和4年 八王子市内三警察署 刑法犯 再犯者数 (罪種別)



令和5年 八王子市内三警察署 刑法犯 再犯者数(罪種別)



□窃盗犯 □粗暴犯 □知能犯 □風俗犯 □凶悪犯 □その他刑法犯

(無職者)

令和4年 東京都内

罪種別検挙者数に占める無職者数

	検挙者数	うち無職者数	無職者率
全刑法犯	20911	8370	40.0%
うち窃盗犯	8234	4362	53.0%
うち粗暴犯	5601	1575	28.1%
うちその他刑法犯	3651	1178	32.3%
うち知能犯	1918	868	45.3%
うち凶悪犯	660	245	37.1%
うち風俗犯	847	142	16.8%
うち薬物事犯	1974	746	37.8%

令和4年 東京都内

罪種別再犯者数に占める無職者数

	再犯者数	うち無職者数	無職者率
全刑法犯	10387	5174	49.8%
うち窃盗犯	4418	2758	62.4%
うち粗暴犯	2718	909	33.4%
うちその他刑法犯	1560	689	44.2%
うち知能犯	1029	584	56.8%
うち凶悪犯	333	151	45.3%
うち風俗犯	329	83	25.2%
うち薬物事犯	1286	544	42.3%

令和5年 東京都内

罪種別検挙者数に占める無職者数

	検挙者数	うち無職者数	無職者率
全刑法犯	21968	8370	38.1%
うち窃盗犯	8661	4401	50.8%
うち粗暴犯	5894	1587	26.9%
うちその他刑法犯	3798	1158	30.5%
うち知能犯	1859	768	41.3%
うち凶悪犯	757	286	37.8%
うち風俗犯	999	170	17.0%
うち薬物事犯	2150	847	39.4%

令和5年 東京都内

罪種別再犯者数に占める無職者数

非俚別冊心有数に口める無職有数				
	再犯者数	うち無職者数	無職者率	
全刑法犯	10512	5076	48.3%	
うち窃盗犯	4517	2768	61.3%	
うち粗暴犯	2775	900	32.4%	
うちその他刑法犯	1508	624	41.4%	
うち知能犯	958	518	54.1%	
うち凶悪犯	400	185	46.3%	
うち風俗犯	354	81	22.9%	
うち薬物事犯	1324	585	44.2%	

令和4年 八王子市内三警察署

罪種別検挙者数に占める無職者数

	検挙者数	うち無職者数	無職者率	
全刑法犯	748	309	41.3%	
うち窃盗犯	353	189	53.5%	
うち粗暴犯	170	55	32.4%	
うちその他刑法犯	112	34	30.4%	
うち知能犯	53	19	35.8%	
うち凶悪犯	23	5	21.7%	
うち風俗犯	37	3	8.1%	
うち薬物事犯	51	11	21.6%	

令和4年 八王子市内三警察署

罪種別再犯者数に占める無職者数

	再犯者数	うち無職者数	無職者率
全刑法犯	361	176	48.8%
うち窃盗犯	183	118	64.5%
うち粗暴犯	89	29	32.6%
うちその他刑法犯	36	14	38.9%
うち知能犯	24	9	37.5%
うち凶悪犯	13	5	38.5%
うち風俗犯	16	1	6.3%
うち薬物事犯	30	9	30.0%

令和5年 八王子市内三警察署

罪種別検挙者数に占める無職者数

	検挙者数	うち無職者数	無職者率
全刑法犯	749	296	39.5%
うち窃盗犯	363	191	52.6%
うち粗暴犯	164	39	23.8%
うちその他刑法犯	110	34	30.9%
うち知能犯	55	21	38.2%
うち凶悪犯	20	5	25.0%
うち風俗犯	37	6	16.2%
うち薬物事犯	58	13	22.4%

令和5年 八王子市内三警察署

罪種別再犯者数に占める無職者数

	再犯者数	うち無職者数	無職者率
全刑法犯	368	185	50.3%
うち窃盗犯	212	137	64.6%
うち粗暴犯	70	18	25.7%
うちその他刑法犯	38	13	34.2%
うち知能犯	30	14	46.7%
うち凶悪犯	8	1	12.5%
うち風俗犯	10	2	20.0%
うち薬物事犯	39	10	25.6%

令和5年 東京都内

罪種別検挙者数に占める女性数

	検挙者数	うち女性	女性率
全刑法犯	21968	4067	18.5%
うち窃盗犯	8661	2709	31.3%
うち粗暴犯	5894	573	9.7%
うちその他刑法犯	3798	370	9.7%
うち知能犯	1859	324	17.4%
うち凶悪犯	757	60	7.9%
うち風俗犯	999	31	3.1%
うち薬物事犯	2150	294	13.7%

過去3年の窃盗犯女性検挙者の占有率

	令和3年	令和4年	令和5年
全刑法犯	4246	3926	4067
うち窃盗犯	2927	2645	2709
窃盗犯占有率	68.9%	67.4%	66.6%

令和5年 東京都内

罪種別再犯者数に占める女性数

	再犯者数	うち女性	女性率
全刑法犯	10512	1516	14.4%
うち窃盗犯	4517	1181	26.1%
うち粗暴犯	2775	136	4.9%
うちその他刑法犯	1508	77	5.1%
うち知能犯	958	98	10.2%
うち凶悪犯	400	21	5.3%
うち風俗犯	354	3	0.8%
うち薬物事犯	1324	137	10.3%

過去3年の窃盗犯女性再犯者の占有率

	令和3年	令和4年	令和5年
全刑法犯	1691	1545	1516
うち窃盗犯	1359	1235	1181
窃盗犯占有率	80.4%	79.9%	77.9%

令和5年 八王子市内三警察署

罪種別検挙者数に占める女性数

	検挙者数	うち女性	女性率
全刑法犯	749	140	18.7%
うち窃盗犯	363	102	28.1%
うち粗暴犯	164	19	11.6%
うちその他刑法犯	110	12	10.9%
うち知能犯	55	8	14.5%
うち凶悪犯	20	1	5.0%
うち風俗犯	37	1	2.7%
うち薬物事犯	58	6	10.3%

過去3年の窃盗犯女性検挙者の占有率

	令和3年	令和4年	令和5年
全刑法犯	161	143	140
うち窃盗犯	124	103	102
窃盗犯占有率	77.0%	72.0%	72.9%

令和5年 八王子市内三警察署

罪種別再犯者数に占める女性数

	再犯者数	うち女性	女性率
全刑法犯	368	63	17.1%
うち窃盗犯	212	56	26.4%
うち粗暴犯	70	1	1.4%
うちその他刑法犯	38	3	7.9%
うち知能犯	30	2	6.7%
うち凶悪犯	8	1	12.5%
うち風俗犯	10	0	0.0%
うち薬物事犯	39	3	7.7%

過去3年の窃盗犯女性再犯者の占有率

	令和3年	令和4年	令和5年
全刑法犯	72	58	63
うち窃盗犯	64	49	56
窃盗犯占有率	88.9%	84.5%	88.9%

資料2 再犯の防止等の推進に関する法律

平成二十八年法律第百四号 再犯の防止等の推進に関する法律

目次

第一章 総則(第一条—第十条)

第二章 基本的施策

第一節 国の施策(第十一条—第二十三条)

第二節 地方公共団体の施策(第二十四条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「犯罪をした者等」とは、犯罪をした者又は非行少年(非行のある少年をいう。以下同じ。)若しくは非行少年であった者をいう。

2 この法律において「再犯の防止等」とは、犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと(非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。)をいう。

(基本理念)

第三条 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようにすることを旨として、講ぜられるものとする。

- 2 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設(刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。以下同じ。)に収容されている間のみならず、社会に復帰した後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるよう、矯正施設における適切な収容及び処遇のための施策と職業及び住居の確保に係る支援をはじめとする円滑な社会復帰のための施策との有機的な連携を図りつつ、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、総合的に講ぜられるものとする。
- 3 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要であるとの認識の下に、講ぜられるものとする。
- 4 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、再犯の防止等に関する各般の施策の有効性等に関する調査研究の成果等を踏まえ、効果的に講ぜられるものとする。

(国等の責務)

第四条 国は、前条の基本理念(次項において「基本理念」という。)にのっとり、再犯の防止等に 関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(連携、情報の提供等)

第五条 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者に対して必要な情報を適切に提供するものとする。
- 4 再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者は、前項の規定により提供を受けた犯罪をした者等の個人情報その他の犯罪をした者等の個人情報を適切に取り扱わなければならない。

(再犯防止啓発月間)

第六条 国民の間に広く再犯の防止等についての関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間を設ける。

- 2 再犯防止啓発月間は、七月とする。
- 3 国及び地方公共団体は、再犯防止啓発月間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めなければならない。

(再犯防止推進計画)

第七条 政府は、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(以下「再犯防止推進計画」という。)を定めなければならない。

- 2 再犯防止推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
- 二 再犯の防止等に向けた教育及び職業訓練の充実に関する事項
- 三 犯罪をした者等の社会における職業及び住居の確保並びに保健医療サービス及び福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
- 四 矯正施設における収容及び処遇並びに保護観察に関する体制その他の関係機関における体制の整備に関する事項
- 五 その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項
- 3 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。
- 5 法務大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、再犯防止推進計画を公表しなければならない。
- 6 政府は、少なくとも五年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。
- 7 第三項から第五項までの規定は、再犯防止推進計画の変更について準用する。

(地方再犯防止推進計画)

第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(次項において「地方再犯防止推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第九条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた再犯の防止等に関する施策についての報告を提出しなければならない。

第二章 基本的施策

第一節 国の施策

(特性に応じた指導及び支援等)

第十一条 国は、犯罪をした者等に対する指導及び支援については、矯正施設内及び社会内を通じ、指導及び支援の内容に応じ、犯罪をした者等の犯罪又は非行の内容、犯罪及び非行の経歴をの他の経歴、性格、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況その他の特性を踏まえて行うものとする。

2 国は、犯罪をした者等に対する指導については、犯罪の責任等の自覚及び被害者等の心情の理解を促すとともに、円滑な社会復帰に資するものとなるように留意しなければならない。

(就労の支援)

第十二条 国は、犯罪をした者等が自立した生活を営むことができるよう、その就労を支援するため、犯罪をした者等に対し、その勤労意欲を高め、これに職業上有用な知識及び技能を習得させる作業の矯正施設における実施、矯正施設内及び社会内を通じた職業に関する免許又は資格の取得を目的とする訓練その他の効果的な職業訓練等の実施、就職のあっせん並びに就労及びその継続に関する相談及び助言等必要な施策を講ずるものとする。

(非行少年等に対する支援)

第十三条 国は、少年が可塑性に富む等の特性を有することに鑑み、非行少年及び非行少年であった者が、早期に立ち直り、善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けるため、少年院、少年鑑別所、保護観察所等の関係機関と学校、家庭、地域社会及び民間の団体等が連携した指導及び支援、それらの者の能力に応じた教育を受けられるようにするための教育上必要な支援等必要な施策を講ずるものとする。

(就業の機会の確保等)

第十四条 国は、国を当事者の一方とする契約で国以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物品の納入に対し国が対価の支払をすべきものを締結するに当たって予算の適正な使用に留意しつつ協力雇用主(犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主をいう。第二十三条において同じ。)の受注の機会の増大を図るよう配慮すること、犯罪をした者等の国による雇用の推進その他犯罪をした者等の就業の機会の確保及び就業の継続を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(住居の確保等)

第十五条 国は、犯罪をした者等のうち適切な住居、食事その他の健全な社会生活を営むために必要な手段を確保することができないことによりその改善更生が妨げられるおそれのある者の自立を支援するため、その自助の責任を踏まえつつ、宿泊場所の供与、食事の提供等必要な施策を講ずるとともに、犯罪をした者等が地域において生活を営むための住居を確保することを支援するため、公営住宅(公営住宅法(昭和二十六年法律第百九十三号)第二条第二号に規定する公営住宅をいう。)への入居における犯罪をした者等への特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

(更生保護施設に対する援助)

第十六条 国は、犯罪をした者等の宿泊場所の確保及びその改善更生に資するよう、更生保護施設の整備及び運営に関し、財政上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第十七条 国は、犯罪をした者等のうち高齢者、障害者等であって自立した生活を営む上での困難を有するもの及び薬物等に対する依存がある者等について、その心身の状況に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう、医療、保健、福祉等に関する業務を行う関係機関における体制の整備及び充実を図るために必要な施策を講ずるとともに、当該関係機関と矯正施設、保護観察所及び民間の団体との連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

(関係機関における体制の整備等)

第十八条 国は、犯罪をした者等に対し充実した指導及び支援を行うため、関係機関における体制を整備するとともに、再犯の防止等に係る人材の確保、養成及び資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

(再犯防止関係施設の整備)

第十九条 国は、再犯防止関係施設(矯正施設その他再犯の防止等に関する施策を実施する施設をいう。以下この条において同じ。)が再犯の防止等に関する施策の推進のための重要な基盤であることに鑑み、再犯防止関係施設の整備を推進するために必要な施策を講ずるものとする。(情報の共有、検証、調査研究の推進等)

第二十条 国は、再犯の防止等に関する施策の効果的な実施に資するよう、関係機関が保有する再犯の防止等に資する情報を共有し、再犯の防止等に関する施策の実施状況及びその効果を検証し、並びに犯罪をした者等の再犯の防止等を図る上で効果的な処遇の在り方等に関する調査及び研究を推進するとともに、それらの結果等を踏まえて再犯の防止等に関する施策の在り方について検討する等必要な施策を講ずるものとする。

(社会内における適切な指導及び支援)

第二十一条 国は、犯罪をした者等のうち社会内において適切な指導及び支援を受けることが再 犯の防止等に有効であると認められる者について、矯正施設における処遇を経ないで、又は一定 期間の矯正施設における処遇に引き続き、社会内において指導及び支援を早期かつ効果的に受 けることができるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解の増進及び表彰)

第二十二条 国は、再犯の防止等に関する施策の重要性について、国民の理解を深め、その協力を得られるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、再犯の防止等の推進に寄与した民間の団体及び個人の表彰に努めるものとする。

(民間の団体等に対する援助)

第二十三条 国は、保護司会及び協力雇用主その他民間の団体又は個人の再犯の防止等に関する活動の促進を図るため、財政上又は税制上の措置等必要な施策を講ずるものとする。

第二節 地方公共団体の施策

第二十四条 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の 状況に応じ、前節に規定する施策を講ずるように努めなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

2 国は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

資料3 国の第二次再犯防止推進計画(概要)

生保護施設等が地域社会での自立生活を見据えた処遇(福祉へのつなぎ、薬物依存回復支援、通所・訪問支援等)を 矯正行政・更生保護行政のデジタル化とデータ活用による処遇等の充実、情報連携と再犯防止施策の効果検証の充実、 の数及び割合 ③出所受刑者の2年以内再入者数及び再入率 ⑥主な罪名・特性別3年以内再入率 計画期間: 令和5年度から令和9年度 <mark>岩年受刑者に対する少年院のノウハウや設備等を活用した指導、特定少年に成年としての自覚・責任を喚起する指導</mark> 性犯罪やストーカー・DV加害者、女性等の特性に応じた指導等の充実 保護観察所、法務少年支援センター(少年鑑別所)における地域援助の推進、更生保護地域連携拠点事業の充実 寄り添い型の支援による職場定着支援及び離職後の再就職支援、多様な協力雇用主の開拓及びその支援の充実 7つの成果指標を設定し、本計画に基づく具体的施策の実施状況・効果について適切にフォローアップ 地域社会における定住先の確保に向けた居住支援法人との連携強化、満期釈放者等への支援情報の提供 民間の学力試験の活用や高本認定試験指導におけるICTの活用の推進、在院中の通信制高校への入学学校や地域社会における修学支援の充実、地域における非行の未然防止 福祉的支援のニーズの適切な把握と動機付けの強化 刑事司法関係機関、更生保護施設、地域生活定者支援センター、地方公共団体等の多機関連携の強化 拘禁刑創設の趣旨を踏まえた改善指導プログラムの充実、犯罪被害者等の心情を考慮した処遇の充実 保護観察所による刑執行終了者等に対する援助の充実、更生保護施設による訪問支援事業の拡充 地方公共団体による再犯防止の推進に向けた取組の促進、地方公共団体への情報・知見の提供 保護司の活動環境等についての検討・試行、保護司活動のデジタル化の推進 b域の民間協力者(NPO法人、自助グループ、弁護士等)の積極的な開拓及び一層の連携 拘禁刑創設や社会復帰後の自立・就労を見据えた受刑者の特性に応じた刑務作業の実施 矯正施設及び保護観察所における一貫した専門的プログラムの実施 更生保護施設等の受入れ・処遇機能の充実、自助グルーブ等の民間団体との連携強化 ①倫樂者中の再収香集及び再収香率 ②節を出産中の取入者文は訳の職行響き歴のある者の集及び報合 の当な課名・特性別2年以内再大人 ③田所受刑者の3年以内再大者雙及び再入率 ⑥田北罪名・特 ②保藤職務付付、佐郎,前代書か者及び採職務約分少年の月地分者養及び再始分率 矯正施設と学校との連携による円滑な学びの継続に向けた取組の充実 被疑者等段階からの生活環境の調整等の効果的な入口支援の実施 持続可能な保護司制度の確立とそのための保護司に対する支援 民間事業者のノウハウ等を活用した再犯防止活動の促進 と動機付けの強化 鱼 ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導 雇用コーズに応じた職業訓練権目の整屈 増加する大麻事犯に対応した処遇の充実 国・都道府県・市区町村の役割の明確化 保健医療・福祉サービスの利用の促進 今後取り組んでいく施策 高齢者又は障害のある者等への支援 (2) 薬物依存の問題を抱える者への支援 囲 地方公共団体の取組への支援 地域における支援の連携強化 犯防止推進計 ⑦ 再犯防止に向けた基盤の整 ③ 学校等と連携した修学支援 ⑤ 民間協力者の活動の促進 相談できる場所の充実 人的・物的体制の整備 ⑥ 地域による包摂の推進 行うための体制整備 ① 就労・住居の確保 試労の確保 住居の確保 0 0 0 0 8 曲 出所年次 (年) トフの重点課題について、 国・地方公共団体・民間協力 者等が連携した取組を推進 ③ 国と地方公共団体との役割分担を踏まえ、地方公共団体の主体的かつ積極 的な取組を促進するとともに、国・地方公共団体・民間協力者等の連携を更に強 軍軍職 ① 犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく、生活の安定が図られるよう、個々の対象者の主体性を尊重し、それぞれが抱える課題に応じた"息の長 ② 就労や住居の確保のための支援をより一層強化することに加え、犯罪をした 者等への支援の実効性を高めるための祖談拠点及び民間協力者を含めた地域 「**再泡防止補基中國**」 照線決定 「再犯防止推進法」公布·施行 数値目標:「2年以内再入率を 認知件数は**職後最少を更都** 地方再犯防止推進計画の策定支援(402団体で策定済み(R4.10.1)) 次 再犯者率は**上昇傾向** R1 2 П までに16%以下にする」 16.1 〇 平成28年12月 O 平成29年12月 29 30 無 民間資金の活用などによる草の根の支援活動の広がり 更生保護施設による訪問支援事業の開始(R3.10~) 「地域再犯防止推進モデル事業」の実施(H30~R2) 28 27 第二次再犯防止推進計画策定の目 25 26 矯正施設在所中の生活環境の調整の強化 の支援連携(ネットワーク)拠点を構築すること。 二次再犯防止推進計画の基本的な方向性 24 48.6% 23 第一次再犯防止推進計画に基づく取組 二次再犯防止推進計画策定の経緯 出所受刑者の2年以内再入率の推移 H15 16 17 18 19 20 21 22 再犯の現状と再犯防止対策の重要性 〇 満期釈放者対策の充実強化 〇 地方公共団体との連携強化 〇 民間協力者の活動の促進 再犯者率 初犯者 真治者 い"支援を実現すること 刑法犯檢举人員 固にすること。 21.0 19.0 17.0 15.0 (%) 23.0 13.0 NE.

第二次東京都再犯防止推進計画の概要

計画の位置付け

- 再犯防止推進法(平成28年12月施行)に基づき、都は、令和元年7月に東京都再犯防止推進計画(以下「第一次計画」という。)を策定
- 第一次計画に基づく取組の検証を踏まえるとともに、国の第二次計画(令和5年3月策定)を勘案し、第二次計画を策定
- 計画期間: 令和6年度から令和10年度まで

基本的な方向性

- 〕東京都・国・区市町村・民間協力者等の各主体による更なる連携強化
- ② 再犯防止に資する幅広い情報を、多様な方法で支援者に提供
- 住民に最も身近な区市町村と共に息の長い支援を実現

主な取組

1 就労・住居の確保等

【就労の確保等】

・ ソーシャルファームの創設を促進

産業労働局

【住居の確保等】

公共住宅等や住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅を 活用 (住宅政策本部)

2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等

【高齢者又は障害のある者等への支援等】

「地域生活定着促進事業」において、高齢又は障害により福祉的な支援を必要とする矯正施設出所予定者等に対し、特別調整への協力等を実施

「薬物体存を有する者への支援等】

- ・区市町村等の一次相談窓口と、都立(総合)精神保健福祉センター等の専門相談機関や警視庁、薬物治療医療機関等の関係機関の連携により、薬物体存からの回復を支援 (福祉局、保健医療局、警視庁)
- 3 非行の防止・学校と連携した修学支援等
- 都内の小学校で、子供の万引き防止をテーマとした音楽劇等を実施する ことで、子供の規範意識を醸成 (生活文化スポーツ局)

. 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導・支援等

犯罪をした者やその家族等を対象に相談窓口を設置 (生活文化スポーツ局)

民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等

D.

- 再犯防止に関するポータルサイトにより、都内の支援機関・ 相談窓口等の情報を提供 (生活文化スポーツ局)
- ・保護司等支援者の活動の一助とするため、ガイドブックを 作成(生活文化スポーツ局)
 - ・ 国と連携して、老朽化した更生保護施設の改築の施設 整備補助を実施 (福祉局)

6 再犯防止のための連携体制の強化等

- ・「東京都再犯防止推進協議会」において、再犯防止に向けた都内の支援連携体制を充実・強化(生活文化スポーツ局)・「再犯防止等の推進に向けた区市町村担当者連絡会」を
- - 区市町村に対する住民からの相談を適切な解決につなげるフォローアップ等(生活文化スポーツ局)

資料 5 八王子市再犯防止推進会議開催要綱

(開催目的)

第1条 八王子市再犯防止推進計画を着実に推進していくため、国・民間協力者等と市をつなぐネットワークを構築し、計画の取組等について、意見聴取及び意見交換することを目的に、八王子市再犯防止推進会議(以下「推進会議」という。)を開催する。

(意見聴取及び意見交換する事項)

- 第2条 推進会議において意見聴取及び意見交換する事項は、次のとおりとする。
- (1)計画の策定及び変更に関すること。
- (2)八王子市再犯防止推進計画の取組に関すること。
- (3) その他、八王子市再犯防止推進計画について必要と認められる事項に関すること。

(構成)

第3条 推進会議は、次に掲げる参加者をもって構成する。

(1)	公募による市民	2名
(2)	町会・自治会の代表者	1名
(3)	学識経験者	1名
(4)	保護司会の代表者	1名
(5)	更生保護女性会の代表者	1名
(6)	協力事業主会の代表者	1名
(7)	矯正施設の代表者	1名
(8)	更生保護施設の代表者	2名
(9)	警察署の職員	1名
(10)	防犯協会の代表者	1名
(11)	保護観察所の職員	1名
(12)	BBS会の代表者	1名
(13)	市の職員(福祉政策課)	1名
(14)	市の職員(生活自立支援課)	1名
(15)	市の職員(保健対策課)	1名
(16)	市の職員(青少年若者課)	1名
(17)	市の職員(住宅政策課)	1名
(18)	市教育委員会の職員(教育指導課)	1名

(参加者への参加の期間)

第4条 推進会議への参加を依頼する期間は、依頼する年度の翌年度末までとする。ただし、 参加者が欠けた場合における後任者の参加期間は、前任者の残りの期間とする。

(座長及び副座長)

第5条 推進会議に座長及び副座長を置く。

- 2 座長には、第3条(3)の参加者をもって充て、副座長は座長が指名する。
- 3 座長に、事故があるときは、副座長がその職務を代理する。

(会議)

- 第6条 推進会議は、市長が招集し、座長が会議の進行を行う。
 - 2 市長は必要があると認めるときは、参加者以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、生活安全部防犯課において行う。

(その他)

第8条 本要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則(施行期日)

- この要綱は、令和3年(2021年)8月30日から施行する。 附 即
- この要綱は、令和 5 年(2023 年)4 月 1 日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和 6 年(2024 年)4 月 1 日から施行する。

参加者構成(敬称略)

選出区分	氏名	団体名	役職等
公募による市民	和佐 由行		
公募による市民	渡邊 弥恵		
町会・自治会の代表者	尾川 幸次	八王子市町会自治会連合会	副会長
学識経験者	四方 光	中央大学法学部	教授
保護司会の代表者	前田 善一郎	八王子地区保護司会	会長
更生保護女性会の代表者	森﨑 陽子	八王子地区更生保護女性会	会長
協力事業主会の代表者	森屋 義政	八王子市更生保護協力事業主会	会長
矯正施設の代表者	青木 治	多摩少年院	院長
更生保護施設の代表者	三入 重夫	更生保護法人 紫翠苑	理事長
更生保護施設の代表者	柿澤 正夫	更生保護法人 自愛会	理事長
警察署の職員	吉井 英樹	八王子警察署生活安全課	課長
防犯協会の代表者	髙山 智和	八王子防犯協会	副会長
保護観察所の職員	土公 千鶴	東京保護観察所立川支部	支部長
BBS会の代表者	樫井 陸	八王子BBS会	会長
市の職員		福祉部福祉政策課	課長
市の職員		福祉部生活自立支援課	課長
市の職員		健康医療部保健対策課	課長
市の職員		子ども家庭部青少年若者課	課長
市の職員		まちなみ整備部住宅政策課	課長
市教育委員会の職員		教育委員会(学校教育部教育指導課)	統括指導主事
市の職員(事務局)		生活安全部	部長
市の職員(事務局)		生活安全部防犯課	課長

資料6 検討経過

	内 容
令和6年6月18日	第1回 八王子市再犯防止推進会議(書面開催) ・第1次計画の検証 ・第2次計画の方向性について検討
10月24日	第2回 八王子市再犯防止推進会議 ・計画素案の検討
12月1日~令和7年1月6日	パブリックコメントの実施 ・提出者数:4名 意見数:15件
1月28日	第3回 八王子市再犯防止推進会議 ・パブリックコメントの結果報告 ・計画案の検討 ・計画の表紙写真の選考
3月3日	パブリックコメント実施結果の公表

資料7 用語説明一覧

用語	用語の意味
----	-------

あ行

LSA(生活援助員)	市町村の委託により、高齢者集合住宅に居住している高齢者
(えるえすえー)	に対して、安否の確認、緊急時の対応、疾病等に対する一時
(せいかつえんじょいん)	的な介護、関係機関との連絡、各種情報の提供、生活指導・
(21 // 2/2/00 21 /0)	相談、その他日常生活上必要な援助を行う者。

か行

N11	
キャリア相談 (きゃりあそうだん)	労働者の職業の選択や職業生活設計、職業能力の開発・向上 に関する相談に応じ、助言及び指導を行うこと。
凶悪犯 (きょうあくはん)	刑法犯のうち、殺人・強盗・放火・強制性交等の罪。
教誨師 (きょうかいし)	受刑者や少年院在院者等の改善更生のため、宗教により教誨 (悪いことをしたものに教え諭すこと)をする宗教家。
矯正施設 (きょうせいしせつ)	刑務所・少年刑務所・拘置所・少年院・少年鑑別所の施設の 総称。
協力雇用主 (きょうりょくこようぬし)	犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的と して、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする民間 の事業主。
居住支援協議会 (きょじゅうしえん きょうぎかい)	低額所得者・被災者・高齢者・障害者・子どもを養育している者など、住宅の確保に特に配慮が必要な者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、地方公共団体、不動産関係団体、居住支援団体等が連携し、住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、住宅情報の提供等の支援を実施する組織。
刑法犯 (けいほうはん)	刑法(道路上の交通事故に係る第 211 条の罪を除く。) に規定する罪のほか・爆発物取締罰則・暴力行為等処罰に関する法律・組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律などの一部の特別法に規定する罪をいう。
刑法犯認知件数 (けいほうはん にんちけんすう)	警察が発生を認知した刑法犯に関する事件の数。(各警察の 管轄内で発生したもの。)

用語	用語の意味
検挙者数 (けんきょしゃすう)	各警察署が発生を認知した事件の被疑者の数。 (居住場所等を問わない。)
更生保護サポートセンター (こうせいほごさぽーと せんたー)	保護司・保護司会が、地域の関係機関・団体と連携しなが ら、地域で更生保護活動を行うための拠点。
更生保護施設 (こうせいほごしせつ)	矯正施設から釈放された人や保護観察中の者で、身寄りがないことや、現在住んでいるところでは更生が妨げられるおそれがあるなどの理由で、直ちに自立更生することが困難な者に対して、一定期間、宿泊場所や食事を提供する民間の施設。法務大臣が認可。
更生保護女性会 (こうせいほご じょせいかい)	犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行い、青少年の健全な育成を助け、犯罪をした者や非行少年の改善更生に協力する女性ボランティアの会。

さ行

再犯者数 (さいはんしゃすう)	検挙者のうち、過去に道路交通法違反を除く犯罪で検挙され たことのある者の数。
再犯者率 (さいはんしゃりつ)	検挙者数に占める、再犯者数の割合。
自愛会 (じあいかい)	八王子市内に所在する、更生保護施設。
紫翠苑 (しすいえん)	八王子市内に所在する、更生保護施設。
社会を明るくする運動 (しゃかいをあかるくする うんどう)	すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした者の 更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わ せ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くた めの全国的な運動。
少年警察協助委員 (しょうねんけいさつ きょうじょいいん)	少年補導員の活動に加え、非行集団に所属する少年を離脱させるほか、非行防止のための助言指導相談を行う。警察が行う非行集団の解体補導への協力援助活動を行う。
少年警察ボランティア (しょうねんけいさつ ぼらんていあ)	少年指導委員、少年補導員、少年警察協助委員等の総称。
少年補導員 (しょうねんほどういん)	街頭での非行少年の発見や補導、有害環境の浄化、保護者からの相談対応など、少年の非行防止や健全育成を目的として活動する者。

用語	用語の意味
職権盗(詐欺盗) (しょっけんとう) (さぎとう)	公務員等の身分を詐称し、捜査、検査等を装い、すきをみ て金品を窃取するもの。
ジョブトレーニング (じょぶとれーにんぐ)	本人の状況に応じて、適切な配慮の下、生活困窮者に就労 の機会を提供しつつ、就労に必要な知識及び能力の向上の ために必要な訓練、生活支援並びに健康管理の指導等を行 うもの。
自立準備ホーム (じりつじゅんびほーむ)	刑務所・少年院などを出所(院)した後、帰る家のない者が、自立できるまでの間、一時的に住むことのできる民間の施設。あらかじめ保護観察所に登録されたNPO法人・社会福祉法人などが、それぞれの特長を生かして自立に向けた生活指導などを行う。施設や居室もさまざまな形がある。
シルバーピア 【高齢者集合住宅】 (こうれいしゃ しゅうごうじゅうたく)	生活協力員(ワーデン)又は生活援助員(LSA)が安否確認 や緊急時の対応を行うほか、手すりや緊急通報システムが 設置された、高齢者向けの公的賃貸住宅。
生活困窮者自立支援制度 (せいかつこんきゅうしゃ じりつしえんせいど)	「生活保護は受給していないが、現に経済的に困窮し、最 低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある 者」を対象に、相談を受け止め、安定した生活に向けて仕 事や住まい、家計相談、こどもの学習・生活習慣の改善な ど様々な面で支援する制度。
窃盗犯 (せっとうはん)	刑法犯のうち、窃盗の罪。 手口として、侵入窃盗である空き巣・事務所荒し・倉庫荒 しなどや非侵入窃盗である万引き・車上狙い・すり・ひっ たくり、乗り物盗である自動車盗・オートバイ盗・自転車 盗などがある。
総合教育相談室 (そうごうきょういく そうだんしつ)	児童・生徒、または青少年の様々な悩みについて相談を受け付ける窓口。相談の内容や年齢に応じ、総合教育相談室内の各担当が相談にあたる。また、必要に応じて、医療や福祉等の専門機関を紹介する。
その他の刑法犯 (そのたのけいほうはん)	刑法犯のうち、凶悪犯・粗暴犯・知能犯・風俗犯に当ては まらない、占有離脱物横領・公務執行妨害・住居侵入・器 物損壊などの罪。
粗暴犯 (そぼうはん)	刑法犯のうち、凶器準備集合・暴行・傷害・脅迫・恐喝の 罪。

用語	用語の意味

た行

多摩少年院 (たましょうねんいん)	八王子市内に所在する、少年院。家庭裁判所から保護処分 として送致された少年に対し、その健全な育成を図ること を目的として矯正教育、社会復帰支援等を行う法務省所管 の施設。
多摩総合精神保健 福祉センター (たまそうごうせいしん ほけんふくしせんたー)	多摩市に所在する東京都の依存症相談拠点。薬物・アルコール・ギャンブルなどの依存症に対する個別相談や本人向け再発予防プログラム・家族教室・公開講座などを行っている。
知能犯(ちのうはん)	刑法犯のうち、詐欺・横領・偽造・汚職・背任などの罪。
東京地方検察庁 社会復帰支援室分室 (とうきょうちほうけんさつ ちょうしゃかいふっき しえんしつぶんしつ)	立川市に所在する、東京地方検察庁立川支部内に設置された東京地方検察庁の部署。検察官・検察事務官・社会福祉アドバイザーで構成され、対象者(不起訴処分や、罰金、執行猶予の判決が見込まれる被疑者・被告人のうち、家がない・身寄りがない・仕事がない・障害や依存症を抱えているなど、再犯防止のために環境調整が必要な者)が居住先の確保や福祉的サービス等を受けられるように、地方公共団体の福祉関係窓口や福祉関係機関等に連絡をとり、調整する、入口支援に取り組む。
東京保護観察所(とうきょうほごかんさつじょ)	法務省が所管する、東京都内を管轄する国の機関。立川市に立川支部が設置されている。更生保護の第一線の実施機関として保護観察・生活環境の調整・更生緊急保護・恩赦の上申・医療観察や、犯罪予防活動などの業務を行い、保護司・更生保護女性会員・BBS会や協力雇用主・更生保護施設などと共に更生保護の諸活動を行っている。
道徳授業地区公開講座 (どうとくじゅぎょうちく こうかいこうざ)	授業の公開とともに、子どもたちの豊かな心を育むために 学校、家庭及び地域社会ができることについて意見交換を 行う。
篤志面接委員 (とくしめんせついいん)	法務省から委嘱を受けた、専門的な知識・経験を有する者で、受刑者や少年院在院者等の改善更生のために奉仕活動をする者。活動内容は悩みごとの相談や助言・教養や趣味に関する指導・薬物指導・交通安全指導・酒害指導など様々。
特別調整 (とくべつちょうせい)	矯正施設及び保護観察所が他の機関と連携して、高齢者又 は障害を有する者で、かつ、適当な帰住先がない受刑者等 について、釈放後速やかに必要な介護・医療・年金等の福 祉サービスを受けることができるようにする取組。

用語	用語の意味
は行	,
八王子市更生保護 協力事業主会 (はちおうじしこうせいほご きょうりょくじぎょうぬしかい)	八王子市で活動する、協力雇用主の団体。
八王子しごと情報館 (はちおうじしごと じょうほうかん)	職業紹介や相談、求人検索ができる。八王子市・日野市の 求人情報を、エリア別、フルタイム・パート別で閲覧でき るほか、仕事の紹介や応募書類の書き方などのアドバイス を受けることができる。
八王子市青少年問題 協議会 (はちおうじしせいしょうねん もんだいきょうぎかい)	青少年の指導・育成、保護及び矯正に関する総合的施策の 樹立について調査・審議するとともに、関係行政機関相互 の連絡調整を図るほか、市長と関係行政機関に意見を述べ ることができる。
八王子市内三警察署 (はちおうじしない さんけいさつしょ)	八王子市内を管轄する八王子警察署・高尾警察署・南大沢 警察署(南大沢警察署は、一部町田市内も管轄する)。
八王子若者サポート ステーション (はちおうじしわかもの さぽーとすてーしょん)	就労の意欲はあるが、働くことについて様々な悩みを抱え ている無業の若者を対象に、様々な支援を通して、働きた い気持ちに寄り添い、就労に向けたサポートを行う。
八王子市若者総合相談 センター (はちおうじしわかもの そうごうそうだんせんたー)	進路や人間関係などに関する悩みや不安から、「こんなことをやってみたい」といった関心事まで、幅広く若者の思いを受け止め、一歩を踏み出すきっかけや、やりたいことのヒントが得られるよう、若者一人ひとりに寄り添った相談支援やプログラム活動等の居場所を提供している。
	「薬物依存症」から回復して社会復帰を目指す民間のリハ ビリ施設。通所型の施設で治療プログラムを日中に行う

ビリ施設。通所型の施設で治療プログラムを日中に行う 八王子ダルク Honesty (オネスティ) と仲間やスタッフと共に暮らしなが (はちおうじだるく) ら生活リズムを整えるための入所型施設、ダルクホームな どからなる自立準備ホーム。 八王子地区更生保護 女性会 八王子市内で活動する、更生保護女性会。 (はちおうじちくこうせい ほごじょせいかい) 八王子地区保護司会 八王子市内で活動する、保護司の会。 (はちおうじちくほごしかい) 93

用語	用語の意味
はちおうじっ子 マイファイル (はちおうじっこ まいふぁいる)	子どもの個性を大切にし、誕生から自立に向けた就労期までの成長発達をサポートするためのファイル。 子どもの成長に関する情報を一つにまとめることにより、 保護者と子どもに関わる関係機関が、事業の取組の中で活用し、切れ目ない支援につなげるもの。
八王子版ネウボラ (はちおうじばんねうぼら)	妊娠期からの切れ目のない子育て支援の仕組み。 孤立しがちな乳幼児期の子育てを、個々の事情に応じた相談や赤ちゃん訪問事業、乳幼児健診事業の機会を通じ、子ども家庭センターや地域の子育てひろば等の子育て支援サービス、医療機関、保育園、幼稚園、学校、さまざまな相談機関等と連携しながら寄り添い見守るもの。
八王子BBS会 (はちおうじ びーびーえすかい)	八王子市内の大学に在籍および市内・近郊居住の大学生と 社会人で構成するBBS会。BBS会は、問題を抱える少 年が自分自身で問題を解決したり、健全に成長していくの を支援し、犯罪や非行のない地域社会を目指す青年ボラン ティア団体。
母の会 (ははのかい)	母親の立場から広く社会公共の福祉に貢献するボランティア団体。各地で警察等と連携を取りながら青少年の健全育成や街頭補導・合同パトロールなどの非行防止活動、清掃活動や落書き消しなどの社会参加活動への支援、また子供と高齢者の事故防止活動などを行う。 市内では、八王子母の会・高尾母の会・南大沢母の会が活動する。
犯罪をした者等 (はんざいをしたものとう)	犯罪をした者又は非行少年(非行のある少年をいう。)若 しくは非行少年であった者をいう。
風俗犯 (ふうぞくはん)	刑法犯のうち、賭博・わいせつ(強制わいせつ・公然わいせつ・わいせつ物頒布等)の罪。
防犯協会 (ぼうはんきょうかい)	警察と一体となって、民間の立場から「犯罪のない明るいまちづくり」を推進するボランティア団体。 窃盗防止対策・少年非行防止対策・地域安全活動等、各地域・町の犯罪事情に応じ、自主的な防犯パトロールを実施している。各警察署単位で設置。 市内では、八王子防犯協会・高尾防犯協会・南大沢防犯協会が活動する。

用語	用語の意味
防犯リーダー養成 講習会 (ぼうはんりーだー ようせいこうしゅうかい)	町会・自治会等の防犯パトロールを、より活発で効果的に 活動できるようにするため、防犯に関する基礎知識を学 び、防犯活動を広めるためのノウハウを習得する、地域の 防犯活動のリーダーを養成する講習会。
保護司 (ほごし)	保護司法に基づき、法務大臣から委嘱された非常勤の国家 公務員であり、犯罪や非行をした者の立ち直りを地域で支 える民間ボランティア。

ま行

南多摩保護観察協会 (みなみたま ほごかんさつきょうかい)	八王子保護区、町田保護区、日野・多摩・稲城保護区内における保護司活動の援護を目的とし、更生保護女性会、BBS会、協力事業主会といった関係団体の活動も含め、非行や犯罪の防止と罪を犯した者の更生のための活動を支援する。
民間協力者 (みんかんきょうりょくしゃ)	再犯防止を担う民間ボランティアの総称。保護司・更生保 護女性会・協力雇用主・BBS会・更生保護施設・篤志面 接委員・教誨師・少年補導員・少年指導委員・少年警察協 助委員など。
メディアリテラシー	メディアを主体的に読み解く能力・メディアにアクセス し、活用する能力・メディアを通じコミュニケーションす る能力の3つの能力を構成要素とする、複合的な能力のこ と。

や行

薬物事犯	覚せい剤取締法違反・大麻取締法違反・麻薬等取締法違
(やくぶつじはん)	反・あへん取締法違反の罪。
薬物乱用防止推進	薬防協(東京都薬物乱用防止推進八王子地区協議会)指導
サポーター	員の薬物乱用防止教育や啓発活動を支援するとともに、そ
(やくぶつらんようぼうし	れぞれの地域における啓発活動を行う、市民団体等から推
すいしんさぽーたー)	薦されて市に登録されている者。

わ行

ワーデン 【生活協力員】 (せいかつきょうりょくいん)	市町村の委託により、高齢者集合住宅に居住し、高齢者集合住宅に居住している高齢者の安否確認、緊急時の対応、 疾病等に対する一時的な介護、関係機関との連絡、各種情報の提供、その他日常生活も必要な援助を行る者
	報の提供、その他日常生活上必要な援助を行う者。

第2次八王子市再犯防止推進計画

令和7年度~11年度 (2025年~2029年度)

発行:八王子市

編集:生活安全部防犯課

〒192-8501

八王子市元本郷町三丁目 24番1号

TEL: 042-620-7395 FAX: 042-620-7322

あなたのみちを、シュューチ